

## 金銭・有価証券の預託等\*に係る契約締結前交付書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が金銭・有価証券の預託等を行うにあたってご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引（口座開設）にあたっては、この書面をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始（口座開設）前にご確認ください。

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して管理させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

※「金銭・有価証券の預託等」には、金銭・有価証券の預託のほか、記帳及び振替が含まれます。

### 手数料・その他費用の概要

- ・ 株式、出資証券、投資証券、外国証券などを当社の口座でお預かりする場合に、口座管理料や保護預り料などの費用はかかりません。

この取引におきましては金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クローリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

#### 1. 金銭・有価証券の預託等に係る金融商品取引契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して管理させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

株式、出資証券、投資証券、外国証券などを当社の口座でお預かりする場合に、口座管理料や保護預り料などの費用はかかりません。

#### 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、この契約を締結し、証券総合取引口座を開設していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受け付けております。

#### 3. 契約終了事由

当社の証券総合取引約款に掲げる事由（主なものは、以下のとおりです。）に該当した場合には、この契約は解約されます。

- ・ お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ、本サービスの解約を申し出た場合。
- ・ お客様が支払うべき金銭を当社の定める時限までに当社へ支払われない場合。
- ・ お客様が当社の名誉又は信用を毀損、当社に対し脅迫的な言動や暴力の行使等、当社の業務を妨げる等した場合。
- ・ 当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断した場合において、当社が解約を申し出た場合。
- ・ その他やむを得ない事由により、当社がこの契約の中止を申し出た場合。

#### 4. 当社の概要

- ・ 商号等：マネックス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・ 本店所在地：〒100-6219 東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号
- ・ 設立：1999 年 5 月
- ・ 資本金：7,425 百万円
- ・ 主な事業：第一種金融商品取引業
- ・ 加入協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
- ・ 連絡先：ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お客様ダイヤル：0120-846-365（フリーコール）

03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）

ログイン ID と暗証番号をご用意ください。

当社ホームページ：ログイン後の「ヘルプ・お問い合わせ」の入力フォームから  
お問い合わせいただけます。

以上  
(平成 21 年 7 月)

KTM\_KK-1.3

# マネックス証券 約款・規定集

## 目 次

- 証券総合取引約款……1
- 保護預り約款……8
- 株式等振替決済口座管理約款……18
- 振替決済口座管理約款……29
- 投資信託受益権振替決済口座管理約款……33
- 上場投資信託受益権振替決済口座管理約款……38
- 振込先指定方式取扱規定……46
- 外国証券取引口座約款……47
- 株式ミニ投資約款……58
- MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 取引約款……63
- 投資信託自動継続 (累積) 投資約款……66
- 投資信託積立取引取扱規定……68
- カードde自動つみたて約款……70
- 私設取引システム取引 (マネックスナイター) 説明書……72
- カード利用規定……76
- 収納代行取引取扱規定……79
- 特定口座約款……81
- 特定管理口座約款……86
- 法人口座取扱規定……88
- お客様に交付する書面等の電磁的方法による交付に係る取扱規定……90
- 個人情報の保護に関する基本方針  
保有個人データの開示等の求めに応じる手続について  
クッキーとウェブビーコンについて……92
- マネックス証券の勧誘方針について……97
- 最良執行方針等……98
- マネックス証券の主な取扱商品の重要事項に関するご説明……100

# 証券総合取引約款

## 第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様がマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）で行われるインターネットまたは電話を利用した取引およびサービス（以下「本サービス」といいます。）に関し、お客様と当社の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

## 第2条（申込方法）

- (1)お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入し、署名・捺印のうえ、所定の書類を添付して申込を行い、当社がこれを承諾した場合に限り、本サービスを利用することができます。
- (2)お客様が前項の申込を行う場合は、当社が別に定める次の約款または規定に基づく取引またはサービス（以下、本サービスとあわせて「証券総合取引」といい、その取扱口座を「証券総合取引口座（以下「本口座」といいます）」といいます。）の申込を同時に行うものとし、当社は、前項の承諾をする場合に限りこれらの申込を承諾するものとします。

- ①保護預り約款
- ②振替決済口座管理約款
- ③投資信託受益権振替決済口座管理約款
- ④上場投資信託受益権振替決済口座管理約款
- ⑤振込先指定方式取扱規定
- ⑥外国証券取引口座約款
- ⑦株式ミニ投資約款
- ⑧MRF（マネー・リザーブ・ファンド）取引約款
- ⑨投資信託自動継続（累積）投資約款
- ⑩お客様に交付する書面等の電磁的方法による交付に係る取扱規定

- (3)当社は、第1項の承諾をしない場合、その理由を開示しないものとします。

## 第3条（本人確認）

当社は、お客様が本口座を開設される際および本口座の開設後適宜に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令諸規則および当社が定めるところに基づき、本人確認を行い、お客様はこれに応じるものとします。

## 第4条（本人認証と本サービスの利用）

- (1)当社は、当社が定める方法により、当社がお客様に対して発行したログインID、口座番号、お客様の指定したログインパスワード（当初のログインパスワードは当社が指定のうえ発行します。）および暗証番号（以下、これらを「認証番号」といいます。）の確認をもってお客様の本人認証を行います。また、当社は、お客様と当社の間で合意したその他の方法で本人認証を行うことがあります。
- (2)お客様は、当社が前項の本人認証をした場合に限り、本サービスを利用することができます。
- (3)当社が第1項の本人認証をすることができない場合、お客様は、当社の指示にしたがい本人認証のため必要な手続きを行うものとします。この場合、当社の定めるところにより、手数料を徴収することがあります。
- (4)お客様は、自己資金により自身のために本サービスを利用することとし、理由の如何を問わず、認証番号を第三者に使用させ、もしくは譲渡、貸与、名義変更、売買等をするのはできないものとします。

## 第5条（法令などの遵守）

お客様および当社は、本サービスの利用に関して、法令、金融商品取引所および日本証券業協会等の定める諸規則ならびに慣習が適用されることを了承し、

また、これらの法令、諸規則ならびに慣習を遵守するものとします。

#### 第6条（自己責任の原則）

お客様は、この約款の内容を十分把握し、自らの責任と判断において本サービスを利用するものとします。

#### 第7条（利用時間）

お客様が本サービスにより取引できる時間は、当社が定める時間とします。

#### 第8条（取引の種類）

お客様が本サービスにより取引できる商品および取引の種類は、当社が定めるものとします。

#### 第9条（取扱銘柄）

お客様が本サービスにより取引できる銘柄は、当社が定める銘柄とします。ただし、当該銘柄は、金融商品取引所等の規制または当社の自主的な規制等により、お客様に通知することなく変更されることがあります。当社の自主的な規制により変更する場合、その理由は開示しないものとします。

#### 第10条（取扱数量）

- (1)お客様が本サービスにより売付の取引注文を行える数量は、この約款、保護預り約款または当該売付を行う商品の約款もしくは約諾書等に基づき当社がお客様からお預りまたは保管している数量の範囲内とします。
- (2)お客様が本サービスにより買付の取引注文を行える数量または金額は当社が定める範囲内とし、この計算は、当社の定める方法によって行うこととします。
- (3)前各項のほか、当社は、お客様から取引注文を受付ける際の数量について、当社が定める数量に制限する場合があります。

#### 第11条（取引回数）

金融商品取引所等において取引が行われる日（以下「営業日」といいます。）において、お客様が本サービスにより取引注文を行える回数は、当社が定める回数の範囲内とします。

#### 第12条（注文の有効期限）

お客様の本サービスによる取引注文の有効期限は、当社が商品・サービス毎に定める期限の範囲内とします。

#### 第13条（注文の取消・変更）

お客様は、当社が定める時間内および範囲内で、本サービスによる取引注文の取消または変更を行うことができます。

#### 第14条（注文の受付）

- (1)当社は、次に定める時点をもってお客様からの本サービスによる取引注文の受付とさせていただきます。
  - ①インターネットを利用した取引注文は、お客様が当該注文の内容の確認入力をされ、その内容を当社が受信した時点。
  - ②電話を利用した取引注文は、当社が注文内容を復唱し、その内容についてお客様が確認された時点。ただし、当社が自動音声応答装置により取引注文を受付ける場合は、前号に準じて取扱います。
- (2)当社は、お客様からの取引注文の内容が次のいずれかに該当する場合は、当該注文の受付を行わないものとします。
  - ①お客様の取引注文が第4条第4項または第5条から第13条に定める事項のいずれかに反している場合。
  - ②買付の取引注文の受付時に、第22条に定める事項に反して、本口座において当社に支払うべき不足額が生じている場合。
  - ③お客様の当社への届出事項に関して、第27条に定める事項に違反し届出を怠った場合。

## 第15条（注文の執行）

- (1)お客様が本サービスにより行った取引注文は、法令、諸規則および各商品の約款等に従い、当社が前条により当該注文を受け付けた後、相当の時間内の最初に可能となるときに執行します。
- (2)前項の規定にかかわらず、当社は、取引注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、お客様に通知することなくその執行はいたしません。なお、取引注文を執行しないことにより生じるお客様および第三者の損害について、当社の故意または重過失に起因するものでない場合は、当社はその責を負わないものとします。
  - ①受付後執行するまでに、お客様の取引注文が第4条第4項または第5条から第13条に定める事項のいずれかに反している場合。
  - ②お客様の指値注文が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合。
  - ③お客様の取引注文が、当社の定めるところにより失効した場合。
  - ④お客様の取引注文が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断する場合。
  - ⑤その他、当社が取引の健全性等に照らし、不相当と判断する場合。

## 第16条（手数料）

お客様は、当社が定めるところにより、本サービスによる取引注文の執行に関する手数料を当社に支払うものとします。

## 第17条（注文・約定の照会）

お客様は、本サービスによる取引注文・約定の内容を、当社が定める方法により本口座において照会することができるものとします。

## 第18条（取引内容の確認）

本サービスによる取引注文の内容について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様の本サービス利用時における当社の記録内容に基づいて処理するものとします。

## 第19条（株券の保管および入出庫）

- (1)お客様が、株券を保護預けする場合は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の保管振替制度による方法もしくは当社が別途定める方法によるものとします。この場合において、機構に届けるお客様の名義、住所および印影は、本口座の名義、お届け住所およびお届け印と同一であるものとします。
- (2)当社は、事故株券その他の瑕疵ある株券については、これを保護預りしないものとします。
- (3)お客様が当社から保護預り株券を出庫する場合は、機構を利用した他の金融商品取引業者への口座振替の方法によるものとします。ただし、特段の事情があると当社が判断するときは、株券を交付する方法によるものとします。

## 第20条（金銭の受渡方法）

- (1)お客様が本口座へ金銭を預け入れる場合は、当社が指定する金融機関口座へ振込により行うものに限るものとし、当社は当該金融機関口座への振込による入金を確認した後に、本口座へ入金するものとします。
- (2)お客様が本口座から金銭を引出す場合は、当社が別に定める「振込先指定方式取扱規定」により行うものとします。また、金銭の引出請求にかかる当社の受付時間および受け付ける金額の範囲は、当社が定めるものとします。
- (3)キャッシュカード等を利用したATM等からの出金については、ATM等により出金指示がなされた際に行われるものとします。
- (4)お客様が本口座の他に当社に開設する取引口座と本口座の間で、金銭の振替または入出金する方法は、当社が定めるものとします。

## 第21条（キャッシング）

- (1)お客様は、MRFについて、受益権または金銭の返還請求に基づき当社が引き渡すべき金銭相当額を、返還請求を行う当日に受け取ることを希望する場合は、本条に定める方法（以下「キャッシング」といいます。）によるものとし  
ます。
- (2)お客様は、前項に定めるキャッシングについて、キャッシュカード等を利用したATM等からの現金引出、収納代行取引、その他当社が認める取引に限り利用できるものとします。お客様からのキャッシングの申込については、当社が別途定める手続により行われるものとし、その都度の利用申込書の提出は不要とします。
- (3)お客様からキャッシングの申込があった場合、当社は、MRFの残高および申込日の前日までの果実に基づき計算されたそれぞれの返還可能金額と500万円以内の金額で当社が定める金額のうちいずれか少ない金額を限度として、MRFを担保に金銭を貸し出すことができます。ただし、お客様の取引状況等により貸出をしない場合があります。
- (4)当社は、お客様からのキャッシングの申込日に、貸出金額に相当するMRFについて当該貸出の担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、その換金手続を行います。
- (5)当社は、前項の換金手続に基づく金銭の受渡日に、この金銭をもって自動的に貸出残高全額の返済に充当します（当該金銭のうち、お客様からのキャッシングの申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額については、貸出利息として当社がもらい受けます）。なお、当該貸出利息に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。
- (6)当社は、第4項に定める換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、第4項の換金手続に基づく金銭と、第3項の貸出にかかる金銭およびその利息との差額をお客様に請求できるものとします。

#### 第22条（不足金の入金）

- (1)本口座に不足金が発生した場合には、お客様は当社の定める時限までに当該不足金を入金するものとします。
- (2)本口座において、差金決済取引に該当する同一銘柄の買付約定と売却約定がある場合には、お客様は本口座におけるお預り金またはMRFの残高状況にかかわらず、当該買付代金の一部または全部を当該時限までに入金するものとします。
- (3)お客様が当社の定める時限までに不足金を入金しない場合、当社は、任意でお客様の計算において保護預り有価証券等を処分し、その代金を当該不足金に充当することができるものとし、さらに不足があるときはお客様に当該不足額の支払を請求することができるものとし  
ます。
- (4)本口座に不足金が発生している場合には、当社は、お客様の取引その他本サービスの利用、保護預り有価証券または金銭の引出しを制限できるものと  
します。

#### 第23条（金銭の受渡内容に関する確認）

金銭の受渡等について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、第18条に準じて取扱うものとします。

#### 第24条（情報利用の制限）

- (1)お客様は、本サービスにより当社から提供を受けた情報については、次のことは行わないものと  
します。
  - ①情報を自己または第三者の営業に利用することはもちろん、第三者へ提供する目的で情報を加工または再利用すること。
  - ②お客様の認証番号を第三者の利用に供すること。また、本サービスによる情報およびその内容を第三者に漏洩し、または他と共同して利用すること。

- (2)お客様における情報の使用が前項に違反するものと当社または金融商品取引所等が判断した場合、当社は情報の提供を中止するものとします。なお、情報の提供の中止によりお客様に発生した費用または損害等は全てお客様の負担とし、お客様は当社および金融商品取引所等に対し請求は行わないものとします。

#### 第25条（料金）

- (1)当社はお客様より本口座の利用料をいただくことがあります。この利用料は当社が定める金額とし、当社が定める方法で当社に入金していただくこととします。
- (2)前項によるほか、当社はお客様より事務手続きに係る費用をいただくことがあります。この手数料は当社が定める金額とし、当社が定める方法で当社に入金していただくこととします。
- (3)一旦お支払いいただいた利用料および手数料は返却しないこととします。

#### 第26条（本サービスの変更、中止、制限）

- (1)当社は、お客様に通知することなく、本サービスの内容を変更または中止することがあります。
- (2)当社は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、お客様に通知することなく、お客様の本サービスの利用につき、当社が必要と認める範囲で中止または制限することがあります。当社は当該中止または制限の理由につき開示できない場合があります。
- ①当社が、お客様が本サービスの利用において通常の範囲を逸脱し過度の利用を行うものと判断した場合。
  - ②お客様が第3条の本人確認に応じない場合。
  - ③お客様の本人特定事項に疑義があるものと当社が判断した場合
  - ④当社が、お客様の取引状況やお客様からのお預かり資産の状況等を鑑み、本サービスの利用を制限することが適当であると判断した場合。
  - ⑤お客様が第29条第1項第2号から第11号に該当する恐れがあるものと当社が判断した場合。
  - ⑥その他お客様による本サービスの利用が不適當であると当社が判断した場合。
- (3)前2項の本サービスの変更、中止または制限によりお客様に生じた損害に対しては、当社はその責を負わないものとします。

#### 第27条（届出事項の変更）

- (1)お客様は、本口座開設後、改名・改称、移転および届出印の変更など、届出事項等につき変更があるときは、当社の定める方法により、遅滞なくその内容を当社へ届け出るものとします。
- (2)前項の場合、当社は第3条により本人確認をすることがあります。

#### 第28条（通知の効力）

お客様の届出による住所または電子メールアドレスあてに、当社よりなされた諸通知が、転居や不在、変更や削除など当社の責に帰すことができない理由により、延着し、または到着しなかった場合は、通常到達すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。

#### 第29条（解約）

- (1)当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、本サービスを解約できるものとします。
- ①お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ、本サービスの解約を申し出た場合。
  - ②お客様が支払うべき金銭を当社の定める時限までに当社へ支払われない場合。
  - ③お客様の取引が公正な市場の価格形成に弊害をもたらしている、またはその恐れがあると当社が判断した場合。
  - ④お客様が本口座に係る届出事項または第3条の本人確認に係る本人特定事

項等について事実と反する届出等を行ったと当社が認めた場合。

- ⑤お客様がこの約款および当社の他の規定・約款、その他法令諸規則等に違反した場合。
  - ⑥お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等またはこれらに準ずるもの、またはこれらであったものと当社が判断した場合。
  - ⑦お客様が当社および当社役職員に対し以下の行為を行い、または行う恐れがあると当社が判断した場合。
    - (ア)第6号に掲げるものと標榜する行為。
    - (イ)名誉または信用を毀損する行為。
    - (ウ)誹謗、中傷もしくは脅迫的言辞または暴力を用いる行為。
    - (エ)虚偽の風説の流布、偽計または威力により業務を妨害する行為。
    - (オ)その他違法行為または法的な責任を超えた不当要求行為。
  - ⑧お客様よりお預かりする資産の全部または一部が犯罪行為により不正に取得したものであると当社が判断した場合。
  - ⑨お客様が当社の定める範囲内および期間内に本サービスを利用されない場合。
  - ⑩お客様が第27条の届出を怠るなどして、相当の期間当社からの連絡が不通となった場合。
  - ⑪お客様が第33条に定めるこの約款の変更に同意しない場合。
  - ⑫前各号のほか、当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断した場合、またはその他やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合。
- (2)当社は、前項各号に該当すると判断した理由についてお客様に開示できない場合があります。
- (3)本サービスが解約された場合、第2条第2項に規定する取引またはサービスも同時に解約されることとします。
- (4)本サービスが解約された場合、当社はお客様よりお預かりする金銭並びに保護預り有価証券を当社の定める方法により返還するものとします。
- (5)本サービスが解約された場合、当社は法令諸規則等および当社所定の手続きに従い本口座を廃止できるものとします。
- (6)前各項の本サービスの解約によりお客様に生じた損害に対しては、当社はその責を負わないものとします。

### 第30条 (免責事項)

当社は、次の事由によりお客様および第三者に生じた損害について、その責を負わないものとします。

- ①お客様の認証番号をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、予め当社に届け出られている認証番号と一致することを当社が確認して本人認証がなされたうえで行われた本サービスの利用により生じた損害。
- ②第4条に基づき、当社所定の本人認証がなされたうえで行われた本サービスの利用により生じた損害。
- ③通信回線および通信機器、コンピュータシステム機器の障害または混雑による情報伝達の遅延、不能、誤作動、誤操作等により生じた損害等につき、当社の故意または重過失に起因するものでないもの。
- ④本サービスにより提供する情報の誤謬、停滞、省略および中断により生じた損害等につき、当社の故意または重過失に起因するものでないもの。
- ⑤当社に故意または重過失なく、お客様の認証番号、取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害。
- ⑥電信、郵便または他金融機関の誤謬、遅延等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害。
- ⑦天災地変、政変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引注文の執行、金銭の授受または有価証券の寄託

の手續き等が遅延し、または不能となった場合に生じた損害。

- ⑧ 金融商品取引所が、その規則に基づいて有価証券の売買の取消、売買の停止等を行ったために生じた損害。
- ⑨ 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、または印影が届出印と相違するためにお預りした有価証券または金銭を返還しなかったことにより生じた損害。
- ⑩ お預り当初から、有価証券について瑕疵またはその原因となる事実があったことにより生じた損害。
- ⑪ 本サービスの利用に関し、お客様による本サービスの内容またはその利用方法についての誤解や理解不足等により生じた損害。
- ⑫ 金銭の入出金や有価証券等の入出庫において、投資機会を逸失したことにより生じた損害。
- ⑬ 第8条から第14条に規定する当社の定める事項について変更がなされたことにより生じた損害。
- ⑭ 第27条の届出がないこと、または届出が遅延したことにより生じた損害。
- ⑮ 第29条による本サービスの解約に伴い生じた損害。

#### 第31条（他の規定、約款の適用）

この約款に定めのない事項については、第2条第2項に列挙されている約款・規定、その他商品・サービス毎の取引規定により取扱います。

#### 第32条（準拠法、合意管轄）

- (1) この約款に関する準拠法は日本国法とします。
- (2) この約款に関しお客様と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、当社は、当社本店の所在地を管轄する東京地方裁判所または東京簡易裁判所を指定することができるものとします。

#### 第33条（約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示または金融商品取引所並びに日本証券業協会等が定める諸規則の変更または当社が必要と認める場合に、改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をウェブサイト上で掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、お客様において所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改訂にご同意いただいたものとして取扱うものとします。

以上  
(平成21年10月)

# 保護預り約款

## 第1条（この約款の趣旨）

この約款は、マネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）とお客様との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められたものです。

## 第2条（保護預り証券）

- (1)当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款、「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。平成21年6月8日までの範囲内において政令で定める日から廃止されます。以下同じ。）その他の法令又は保振法第5条の規定に基づく株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の業務規定（「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「決済合理化法」といいます。）施行の日から一般振替機関の監督に関する命令第6条第2項第1号に基づく兼業業務に関する業務規程）及び業務規定施行規則その他の機構が定める規則の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。
- (2)当社は、前項によるほか、お預りした証券が機構の行う振替決済以外の振替決済にかかわるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預りします。
- (3)この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

## 第3条（保護預り証券の保管方法及び保管場所）

当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ①機構が行う証券保管振替制度（以下「保振制度」といいます。）の振替決済、機構が行う保振制度以外の振替決済及び前条第2項に規定する振替決済にかかる保護預り証券以外の保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。
- ②機構が行う保振制度の振替決済及び機構が行う保振制度以外の振替決済にかかる保護預り証券については、特にお申出のない限り機構で混蔵して保管します。この場合、機構においては、預託された株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券、（以下第24条を除き「株券等」といいます。）を所定の時期に機構名義に書換えて保管します。
- ③金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混蔵して保管します。
- ④投資信託の受益証券については、投資信託及び投資法人に関する法律第4条に規定する受託者において混蔵して保管することがあります。
- ⑤保護預り証券のうち債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り他のお客様の同銘柄の証券と混蔵して保管することがあります。
- ⑥受益証券発行信託の受益証券（金商法第2条第1項第14号に規定するものをいいます。以下同じ。）については、機構からの委託に基づき、当該受益証券の受託者で混蔵して保管します。
- ⑦当社は、前各号に定めるほか、日本証券代行株式会社等の第三者に当社の保管業務を委託することがあります。

## 第4条（混蔵保管等に関する同意事項）

- (1)前条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。
  - ②新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。
- (2)前条第2号の規定により機構が混蔵して保管する証券等については、前項のほか次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。
- ①当社の顧客口座簿に預託株数(優先出資証券等については口数。以下同じ。)が記載されたときに、機構に預託されたものとみなされ、お客様は、当該顧客口座簿に記載された預託株数に応じた株数の占有者とみなされること。
  - ②機構が機構名義の預託株券等につき発行者に対し、会社法に定める不所持の申出をした場合には、当該株券等は機構に預託されているものとみなされること。
  - ③当社は当該発行者の定める決算日現在に付与される利益配当等株主、優先出資者及び投資主等(以下「株主等」といいます。)に対する諸権利の割当基準日(以下「権利確定日」といいます。)等一定の日には株券等の預託を受けないこと。また、当社は転換社債型新株予約権付社債券(平成14年3月31日までの発行決議に基づき発行された「転換社債券」を含む。以下同じ。)の預託を受けないこと。
  - ④当社は、機構の定める一定の日には受益証券発行信託の受益証券の預託を受けないこと。
  - ⑤保振制度の振替決済にかかる株券等で法律により外国人、外国法人等の名義書換の制限が行われている発行者の預託株券等については、お客様が外国人、外国法人等である場合、権利確定日等の前にお客様から当該株券等の返還のご請求があったものとして取り扱い、当社はこれに基づき機構から当該株券等の返還を受ける場合があること。
  - ⑥預託株券の株式、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資及び投資口等(以下第24条を除き「株式等」といいます。)について株式等の併合・分割もしくは転換、発行者の合併による株式等の発行又は株主等に新株等の引受権を与えてする新株等の発行(新株引受権証券等が発行された場合を除く。)又は預託転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使(転換社債券については「株式への転換」と読み替える。以下同じ。)があった場合には、新たに当該株式等が発行されたときに株券等が機構に預託されたものとみなされること。
  - ⑦預託証券の株式等について併合・減資又は商号変更等株券等を発行者へ提出することが必要な場合は、預託株券等の返還のご請求があったものとして取り扱うこと。
  - ⑧預託株券の発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本金の額の減少を行った場合、当該発行者が破産手続開始の決定を受けた場合、又は当該発行者が清算結了の登記を行った場合は、機構が、当該株券の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める日までにお客様から返還のご請求がない限り、機構の定める規則に従って当該預託株券を廃棄すること。
  - ⑨預託証券の受益証券発行信託の受益証券が金融商品取引所において上場廃止となった場合は、信託契約に基づいて信託財産等が返還されることがあること。
  - ⑩預託証券の受益証券発行信託の受益証券の信託財産である外国株券(金商法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、同項第9号に掲げる株券の性質を有するものをいいます。)の発行者が株式の全部を零にする資本金の額の減少を行った場合、外国株券の発行者の破産手続開始により、受託有価証券の有価証券としての価値が失われたことを機構が確認した場合又

は外国株券の発行者が清算結了の登記を行った場合は、機構が、当該受益証券発行信託の受益証券の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める日までにお客様から返還のご請求がない限り、機構の定める規則に従って当該預託受益証券発行信託の受益証券を廃棄すること。

- ①合併等による転換社債型新株予約権付社債に係る債務の承継に際し、預託転換社債型新株予約権付社債を発行者へ提出することが必要な場合は、お客様から返還のご請求がない限り、当社が機構を通じて消滅会社等の預託転換社債型新株予約権付社債の提出及び存続会社等の転換社債型新株予約権付社債の受領を行うこと。
- ②取得条項が付された転換社債型新株予約権付社債の発行者が当該転換社債型新株予約権付社債を全部取得し、対価として当該発行者の株式を交付する場合は、お客様から返還のご請求がない限り、当社が機構を通じて預託転換社債型新株予約権付社債の提出及び新たに交付される株式に係る株券の受領を行うこと。

#### 第5条（当社で保管する株券が破綻会社株券となった場合）

当社で保管する株券について、発行会社が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本金の額の減少を行ったとき、または、当該発行者について破産終結決定がなされた場合、当社は第4条第2項第8号の規定に準じ、当該株券を廃棄します。

#### 第6条（混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い）

第3条第5号の規定により混蔵して保管している債券が抽せん償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規定により公正かつ厳正に行います。

#### 第7条（当社への届出事項）

- (1)「保護預り口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日等とします。
- (2)お客様が、法律により株券等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「外国人登録証明書」等の書類をご提出願うことがあります。

#### 第8条（保護預り証券の口座処理）

- (1)保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。
- (2)機構が行う保振制度の振替決済にかかる証券、機構が行う保振制度以外の振替決済にかかる証券又は金融商品取引所もしくは決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。

この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

#### 第9条（担保にかかる処理）

お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

#### 第10条（実質株主等の通知等にかかる処理）

保振制度により株券等をお預りした場合には、発行者に対するお客様の権利は、保振法及び機構の定める方法により、次のとおり取り扱います。

- ①当社は権利確定日等までに、お客様のお申出による住所、氏名、その他機

構が定める事項を書面により発行者に届け出ます。

- ②当社は、権利確定日等における実質株主等の住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を機構に報告するとともに、機構はこれを実質株主等として発行者に通知します。
- ③発行者は、実質株主等の通知に基づき実質株主名簿等を作成します。実質株主名簿等の記載は、株主名簿、優先出資者名簿及び投資主名簿等の記載と同一の効力を有します。
- ④第1号により届け出た住所、氏名等に変更が生じた場合は当社所定の方法によりお申出をいただき、当社はこれを発行者に通知いたします。
- ⑤当社は、お客様から特にお申出のない限り、機構の定める一定の日における預託株券等にかかるお客様のお申出による住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を機構を経由して発行者に通知することがあります。
- ⑥お客様が機構への預託株式等を当社から他の参加者へ又は他の参加者から当社へ預け替えをした場合は、発行者に対する株主等としての継続性は失われます。

#### 第10条2（受益者の通知等にかかる処理）

受益証券発行信託の受益証券をお預りした場合には、受益証券の受託者（受益証券発行信託の受益証券の受益権原簿管理人を含む。以下本条において同じ。）に対するお客様の権利は、信託契約及び機構の定める方法により、次のとおり取り扱います。

- ①当社は、受益証券発行信託の受益証券の権利確定日及び信託の計算期間の終了日等までに、お客様のお申出による住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を書面により受益証券の受託者に提出します。
- ②当社は、受益証券発行信託の受益証券の権利確定日及び信託の計算期間の終了日等における受益者の住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を機構に報告するとともに、機構はこれを受益者として受益証券の受託者に通知します。
- ③第1号のお申出による住所、氏名等に変更が生じた場合は当社所定の方法により、お申出をいただき、当社はその旨を記載した書類を受益証券の受託者に提出します。
- ④当社は、お客様から特にお申出のない限り、機構の定める一定の日における預託受益証券にかかるお客様のお申出による住所、氏名及び数量その他機構が定める事項を機構を経由して受益証券の受託者に通知することがあります。
- ⑤お客様が機構への預託受益証券を当社から他の口座管理機関へ又は他の口座管理機関から当社へ預け替えをした場合は、受益証券の受託者に対する受益者としての継続性は失われる恐れがあります。

#### 第11条（お客様への連絡事項）

- (1)当社は保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。なお、取引残高報告書等については、書面による交付に代えて金融商品取引法に依り電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。
  - ①名義書換又は提供を要する場合（第10条第2号による通知が行われることとなる場合を除く。）には、その期日
  - ②混蔵保管中の債券については第6条の規定に基づき決定された償還額
  - ③最終償還期限
  - ④残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
- (2)残高照合のためのご報告は、お預り証券に異動が生じた場合には1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含めて

行います。その内容にご不審の点があるときには、すみやかに当社の内部管理部門の責任者に直接ご連絡ください。

#### 第12条（名義書換等の手続きの代行等）

- (1) 当社は、ご依頼があるときには株券等の名義書換、併合又は分割、又は新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。この場合、預託転換社債型新株予約権付社債券について、機構を通じて新株予約権の行使をするときは、機構が発行者に対し転換社債型新株予約権付社債券及び新株予約権行使請求に要する書類（転換社債券については「転換請求書」と読み替える。）を提出した日に、新株予約権行使（転換社債券については「転換請求」と読み替える。以下同じ。）の効力が生じます。ただし、機構が権利確定日前で新株予約権行使の申出を受けない一定期間において、お客様から新株予約権行使をお申出いただいたときは、当該転換社債型新株予約権付社債券の返還のご請求があったものとして取り扱い、当社はこれに基づき機構から当該転換社債型新株予約権付社債券の返還を受け、直接発行者への取次ぎ等の手続きを代行します。
- (2) 法律により外国人、外国法人の保有する株券の名義書換の制限が行われている発行者の預託転換社債型新株予約権付社債券については、お客様が外国人、外国法人等である場合、お客様から新株予約権行使をお申出いただいたときは、当該転換社債型新株予約権付社債券の返還のご請求があったものとして取り扱い、当社はこれに基づき機構から当該転換社債型新株予約権付社債券の返還を受ける場合があります。この場合、当社は直接発行者への取次ぎ等の手続きを代行します。
- (3) 機構に預託されている単元未満株式等（預託転換社債型新株予約権付社債券の新株予約権の行使により生じたものを含みます。）の買取請求については、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとし、この場合、機構が発行者に対し買取請求書を提出した日に買取請求の効力が生じます。
- (4) 当社はご依頼がある時は、受益証券発行信託の受益証券について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います。（信託財産の発行者が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。

なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款の規定により管理することがあります。

- (5) 当社は、ご依頼があるときは、受益証券発行信託の受益証券の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該受益証券発行信託の受益証券への転換請求の取次ぎの手続きを行います。（信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。
- (6) 前5項の場合は所定の手続料をいただきます。

#### 第13条（償還金等の代理受領）

- (1) 保護預り証券の償還金（混蔵保管中の債券について第6条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払があるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。
- (2) 預託転換社債型新株予約権付社債券の償還金（第6条の規定に基づき決定された償還金を除きます。）又は利金については、元利金支払事務取扱者を通じて当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。発行体からの償還金又は利金の支払状況によっては、お客様へのお支払が当該予定日より遅延することもあります。

### 第13条の2（受益証券発行信託の受益証券の信託財産の配当等の処理）

受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る配当又は収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、受託者が処理することとします。

### 第13条の3（受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る議決権の行使）

受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る株主総会（受益者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、当該受益証券発行信託の受益証券の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

### 第13条の4（受益証券発行信託の受益証券に係る議決権の行使等）

受益証券発行信託の受益証券に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

### 第13条の5（株主総会の書類等の送付等）

受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び受益証券発行信託の受益証券に係る信託決算の報告書の送付等は、当該受益証券発行信託の受益証券の受託者が信託契約に定める方法により行います。

### 第14条（保護預り証券の返還）

- (1)保護預り証券の返還は、やむを得ない場合を除き、機構を利用した他の参加者への預け替えに限るものとします。保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。なお、機構に保管されていた株券等の場合、お客様が機構に預託されたときの名義と異なる名義の株券等が返還されます。
- (2)機構に保管されている株券等については、権利確定日等一定の日、また、機構に預託されている転換社債型新株予約券付社債券については、元利金支払期日の前日等の一定の日は、それぞれ返還のご請求に応じられないことがあります。
- (3)機構に保管されている単元未満株券等について、発行者が単元未満株券を発行しないことを定款において定めている場合には、返還のご請求には応じられないこととなっております。
- (4)機構に保管されている受益証券発行信託の受益証券については、信託契約に定める事由以外には受益証券の返還のご請求に応じられないこととなっております。また、信託契約に定める事由であっても、機構の定める規則により、権利確定日等の一定の日には受益証券の返還のご請求に応じられないことがあります。

### 第15条（保護預り証券の返還に準ずる取扱い）

当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- ①保護預り証券を売却される場合
- ②保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
- ③当社が第14条により、保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

### 第16条（届出事項の変更手続き）

- (1)お届出事項を変更（印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。）なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、お届出の印鑑に符合する印影を押なつてご提出ください。この場合、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。
- (2)印章を喪失されたためお届出印鑑を改印される場合は、「印鑑証明書」その他

当社が必要と認める書類を添えて当社所定の「改印届」その他の書面に必要事項を記載し、「印鑑証明書」の印鑑に符合する印影を押なつてご提出ください。

- (3)前2項により「印鑑証明書」のご提出を要する場合にそのご提出ができないときは、当社の認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。
- (4)前3項によりお届けがあった場合、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。

#### 第17条 (料金)

- (1)当社は、口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことができますものとします。
- (2)当社は、前項の場合、売却代金等の預り金又はMRFその他当社が指定する有価証券があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求には応じないことがあります。

#### 第18条 (解約)

次にあげる場合は、契約は解約されます。

- ①お客様より解約のお申出があった場合
- ②お取引及び保護預り証券の残高がなくなった後、当社が定める期間を経過した場合
- ③第25条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合
- ④お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合
- ⑤お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑥その他やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

#### 第19条 (解約時の取扱い)

- (1)前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。
- (2)保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

#### 第20条 (公示催告等の調査等の免除)

当社は保護預り証券にかかる公示催告の申立て、除権判決の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

#### 第21条 (免責事項)

当社は、次にあげる場合を含め、当社に故意又は重過失なくお客様又は第三者に生じた損害については、その責を負いません。

- ①当社が、当社所定の証書に押なつされた印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、保護預り証券を返還した場合
- ②当社が、当社所定の証書に押なつされた印影とお届出の印鑑と相違するため、保護預り証券をご返還しなかった場合
- ③第11条第1項第1号のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きにつきご依頼がなかった場合
- ④お預り当初から保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があった場合
- ⑤天災地変等の不可抗力により、返還のご請求にかかる保護預り証券のご返還が遅延した場合

#### 第22条 (振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。平成21年6月8日までの範囲内において政令で定める日において決済合理化法における「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」と

います。)が施行されます。以下同じ。)に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

#### 第23条 (特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権(既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの)に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第4号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等(受益証券の提出など)を投資信託委託業者が代理して行うこと。
- ②前号の代理権を受けた投資信託委託業者が、当社に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること。
- ③振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座を経由して行う場合があること。
- ④社振法に基づく振替制度に移した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、投資信託受益権振替決済口座管理約款その他当社が別に定めるの規定により管理すること。

#### 第24条 (振替法の施行に伴う手続き等に関する同意)

当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、保振法第2条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第1号から第16号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①振替法の施行日(平成21年6月8日までの範囲内において政令で定める日をいう。以下「施行日」といいます。)の3ヶ月前の日から施行日の前日までの間、原則として、株券等をお預りしないこと及びお預りした株券等を返還しないこと。
- ②施行日以後は、原則としてお預りした株券等を返還しないこと。
- ③振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座を経由して行う場合があること。
- ④施行日の1月前の日から施行日の2週間前の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客様の株券を機構に預託する場合があること。この場合、当社は、預託した旨をお客様に通知すること。
- ⑤振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客様の顧客情報(氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項。以下同じ)を機構に通知すること。
- ⑥当社が前号に基づき機構に通知した顧客情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の証券会社等に保護預り口座を開設して

いる場合の当該他の証券会社等に通知される場合があること。

- ⑦お客様の氏名又は名称及び住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第5号の通知の際、その全部又は一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること。
- ⑧当社が第5号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた第10条の実質株主等の通知等にかかる処理に利用すること。
- ⑨当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものに限ります。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからホに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと。
  - イ 機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
  - ロ その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等
  - ハ 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。
  - ニ 当社は、施行日前日までに機構に預託された特例新株予約権付社債に係る社債券については、施行日に特例新株予約権付社債の社債券の提出が行われ、お客様より移行申請がなされたものとみなすこと。
  - ホ 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと。
- ⑩当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託投資証券（施行日前日に機構が保管振替機関（保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいいます。以下同じ。）として取扱うものに限ります。）に係る投資口の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること。
- ⑪当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託優先出資証券（施行日前日に機構が保管振替機関として取扱うものに限ります。）に係る優先出資の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること。
- ⑫発行者に対する前2号に掲げる振替決済口座の通知等については、機構が定めるところにより、当社が代わって行うこと。
- ⑬施行日前において、保護預り株券（機構で保管しているものを除きます。）を返還する場合があること。
- ⑭施行日前において、お客様へ保護預り株券（機構で保管しているものを除きます。）を返還する場合には、お客様の名義に書換えたうえで返還する場合があること。
- ⑮上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと。
- ⑯振替法に基づく振替制度に移行した振替株式等については、この約款によらず、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること。

## 第25条（この約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示または金融商品取引所並びに日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に、改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上  
(平成21年3月)

# 株式等振替決済口座管理約款

## 第1条（この約款の趣旨）

この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う振替株式等（上場投資信託受益権を除きます。以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、振替株式等の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の株式等の振替に関する業務規程に定めるものとします。

## 第2条（振替決済口座）

振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、振替法に基づき内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替株式等の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権欄」といいます。）と、それ以外の振替株式等の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有欄」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当社は、お客様が振替株式等についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

## 第3条（振替決済口座の開設）

振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

- 2 当社は、お客様から「口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

## 第4条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。

- 2 この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

## 第5条（当社への届出事項）

「口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。

- 2 お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「外国人登録証明書」等の書類をご提出願うことがあります。

## 第6条（加入者情報の取扱いに関する同意）

当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載又は記録がされた場合には、お客様の加入者情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、

株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

#### 第7条（加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意）

当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

#### 第8条（発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出）

当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- 2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式については、総株主通知又は個別株主通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

#### 第9条（発行者に対する振替決済口座の所在の通知）

当社は、振替株式の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第198条第1項に規定する株主又は登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

#### 第10条（振替制度で指定されていない文字の取扱い）

お客様が当社に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

#### 第11条（振替の申請）

お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- 1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- 2 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
- 3 機構の定める振替制限日を振替日とするもの
- 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その7営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
  - 1 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式等の銘柄及び数量
  - 2 お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
  - 3 前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主又は優先出資者（以下本条において「株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該株主等ごとの数量
  - 4 特別株主、特別投資主若しくは特別優先出資者（以下本条において「特別株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
  - 5 振替先口座
  - 6 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別

7 前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主ごとの数量並びに当該株主の氏名又は名称及び住所並びに当該株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等

#### 8 振替を行う日

3 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第5号の提示は必要ありません。また、同項第6号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

4 当社に振替株式等の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替株式等の振替の申請があったものとして取り扱います。

5 第2項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限り）を行うお客様は、振替株式、振替投資口又は振替優先出資を同項第5号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口又は振替優先出資の株主、投資主若しくは優先出資者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

### 第12条（他の口座管理機関への振替）

当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当社で振替株式等を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

### 第13条（担保の設定）

お客様の振替株式等について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

### 第14条（登録質権者となるべき旨のお申出）

お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

### 第15条（担保株式等の取扱い）

お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出又は特別優先出資者の申出をすることができます。

2 お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債及び担保新株予約権（以下「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

3 お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

### 第16条（担保設定者となるべき旨のお申出）

お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出

をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等（登録質の場合は振替株式、振替投資口又は振替優先出資）について、当社に対し、振替株式等の質権設定者（登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者）となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

2 お客様が特別株主、特別投資主又は特別優先出資者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、特別株主、特別投資主又は特別優先出資者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

#### 第17条（信託の受託者である場合の取扱い）

お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。

#### 第18条（振替先口座等の照会）

当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

2 お客様が振替株式の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

3 お客様が当社に対する振替株式の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

#### 第19条（振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い）

お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。

2 お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の元利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

3 当社は、前項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申し込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の利金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

#### 第20条（振替新株予約権付社債の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い）

お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債について、抹消の申請があったものとみなします。

#### 第21条（振替株式等の発行者である場合の取扱い）

お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。

## 第22条（個別株主通知の取扱い）

お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

## 第23条（単元未満株式の買取請求等）

お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

- 2 前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。
- 3 お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
- 4 お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行っていただきます。
- 5 お客様は、第1項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
- 6 第1項の場合は、所定の手続料をいただきます。

## 第24条（会社の組織再編等に係る手続き）

当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

- 2 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

## 第25条（配当金等に関する取扱い）

お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により配当金（振替投資口にあつては分配金。以下本条において同じ。）を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金を受領する預金口座等の指定（以下「配当金振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

- 2 お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金受領口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金を受領する方法（以下「登録配当金受領口座方式」といいます。）又はお客様が発行者から支払われる配当金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限り。）に応じて当社に対して配当金の支払いを行うことにより、お客様が配当金を受領する方式（以下「株式数比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。
- 3 お客様が前項の株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたもの

として取り扱います。

- 1 お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。
- 2 お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。
- 3 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。
- 4 お客様に代理して配当金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金の受領割合等については、発行者による配当金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。
- 5 発行者が、お客様の受領すべき配当金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金支払債務が消滅すること。
- 6 お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数比例配分方式を利用することはできないこと。
  - イ 機構に対して株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者
  - ロ 機構加入者
  - ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第223条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者
- 4 登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

#### 第26条（総株主等の通知等に係る処理）

当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。

- 2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主等の通知対象となる銘柄である振替株式等の発行者に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知

株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。

- 3 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。

#### 第27条（お客様への連絡事項）

当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。

- 1 最終償還期限（償還期限がある場合に限りです。）
- 2 残高照合のための報告
- 2 前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の内部管理部門の責任者に直接ご連絡ください。
- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
  - 1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
  - 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

#### 第28条（振替新株予約権の行使請求等）

お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

- 2 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- 3 前2項の発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を經由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。
- 4 お客様は、第1項又は第2項に基づき、振替新株予約権付社債又は振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求をする振替新株予約権付社債又は振替新

株予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。

- 5 お客様は、前項に基づき、振替新株予約権について新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。
- 6 お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債又は振替新株予約権について、新株予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権の抹消を行います。
- 7 お客様は、当社に対し、第1項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
- 8 前7項の場合は、所定の手続料をいただきます。

#### 第29条（振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い）

振替新株予約権付社債又は振替新株予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券又は新株予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券又は新株予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券又は新株予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。

- 2 お客様は、振替新株予約権付社債又は振替新株予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

#### 第30条（振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求）

お客様（振替新株予約権付社債権者である場合に限り）は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面（振替法第222条第3項に規定する書面をいいます。）の交付を請求することができます。

- 2 お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。
- 3 第1項の場合は、所定の料金を頂くことがあります。

#### 第31条（振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求）

お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面（振替法第277条に規定する書面をいいます。）の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。

- 2 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接又は機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。
- 3 第1項の場合は、所定の料金を頂くことがあります。

#### 第32条（届出事項の変更手続き）

印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」【実情に応じて適宜列記する】等の書類をご提出願うことがあります。

- 2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替株式等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

- 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。

### 第33条 (機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意)

機構から当社に対し、お客様の氏名若しくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨又はお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨若しくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

### 第34条 (口座管理料)

当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

- 2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替株式等の売却代金等の支払いのご請求には応じないことがあります。

### 第35条 (当社の連帯保証義務)

機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- 1 振替株式等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分（振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金の支払いをする義務
- 2 その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

### 第36条 (機構において取り扱う振替株式等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

当社は、機構において取り扱う振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- 2 当社は、当社における振替株式等の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

### 第37条 (解約等)

次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

- 1 お客様から解約のお申出があった場合
  - 2 お客様が手数料を支払わないとき
  - 3 お客様がこの約款に違反したとき
  - 4 口座残高がない場合
  - 5 お客様が第43条に定めるこの約款の変更に同意しないとき
  - 6 お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
  - 7 お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
  - 8 やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- 2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元

口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。

- 1 お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載又は記録がされている場合
- 2 お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者若しくは新株予約権者として記載又は記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出若しくは特別優先出資者の申出における特別株主、特別投資主若しくは特別優先出資者であるとき
- 3 お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数に係る振替株式についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合
- 3 前2項による振替株式等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 4 当社は、前項の不足額を引取りの日に第34条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第34条第2項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。

#### 第38条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

#### 第39条（緊急措置）

法令の定めるところにより振替株式等の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

#### 第40条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1 第32条第1項による届出の前に生じた損害
- 2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- 3 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害
- 4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- 5 前号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、又は第19条及び第25条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- 6 第40条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

#### 第41条（振替法の施行に向けた手続き等に関する同意）

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保振法」といいます。）第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただい

たものとして取り扱います。

- 1 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座を経由して行う場合があること。
- 2 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものを除きます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからヘに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと。
  - イ 機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
  - ロ その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等
  - ハ 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。
  - ニ 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと。
  - ホ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。
  - ヘ 振替法に基づく振替制度に移行した特例新株予約権付社債については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。
- 3 機構が名義書換の請求を行った機構名義の振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資であって、機構の特別口座に記載又は記録された振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資について、発行者に対し、特別口座開設について機構との共同請求を行おうとするときには、お客様が当社から当該振替株式に係る株券、振替投資口に係る投資証券及び協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資証券の交付を受けた場合には、当社を経由して、機構に対し、当該請求に係る協力を依頼すること。
- 4 当社は、施行日後1年を経過した後に、当社の定める方法によりお預りした株券等について廃棄等の処分を行うこと。
- 5 上記のほか、当社は、振替法の施行に伴い必要となる手続きを行うこと。

#### 第42条（この約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上  
(平成20年11月)

# 振替決済口座管理約款

## 第1条（この約款の趣旨）

この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）平成21年6月8日までの範囲において政令で定める日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」が施行されます。以下同じ。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振替国債」といいます。）に係るお客様の口座を、マネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定められるものです。

## 第2条（振替決済口座）

- (1)振替国債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2)振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振替国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。
- (3)当社は、お客様が振替国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

## 第3条（振替決済口座の開設）

- (1)振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「申込書」によりお申し込みいただきます。
- (2)当社は、お客様から「申込書」による振替決済口座開設の申し込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- (3)振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

## 第4条（当社への届出事項）

「口座開設申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名等とします。

## 第5条（振替の申請）

- (1)お客様は、振替決済口座に記載又は記録がされている振替国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
  - ①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの。
  - ②法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの。
  - ③振替国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの。
- (2)前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
  - ①減額及び増額の記載又は記録がされるべき振替国債の銘柄及び金額
  - ②お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
  - ③振替先口座
  - ④振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

- (3)前項第1号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- (4)振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

#### 第6条（他の口座管理機関への振替）

- (1)当社は、お客様から申し出があった場合には、他の口座管理機関の口座へ振替を行うことができます。また、当社で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなことがあります。
- (2)前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

#### 第7条（分離適格振込国債に係る元利分離申請）

- (1)振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。
- ①差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。
- ②当該分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利分離を行うもの。
- (2)前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
- ①減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
- ②お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- (3)前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

#### 第8条（分離元本振込国債等の元利統合申請）

- (1)振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。
- ①差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの。
- ②当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利統合を行うもの。
- (2)前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
- ①増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
- ②お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- (3)前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

#### 第9条（みなし抹消申請）

振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債が償還（分離利息振込国債にあっては、利子の支払）された場合には、お客様から当社に対し、当該振

決国債について、振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当社がお客様に代ってお手続きさせていただきます。

#### 第10条（担保の設定）

お客様の振決国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

#### 第11条（お客様への連絡事項）

(1) 当社は、振決国債について、次の事項をお客様にお知らせします。

①最終償還期限

②残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告

(2) 残高照合のためのご報告は、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行います。その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の内部管理部門の責任者に直接ご連絡ください。なお、取引残高報告書等については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。

(3) 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

#### 第12条（元利金の代理受領等）

(1) 振替決済口座に記載又は記録がされている振決国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領してから、指定参加者が当社に代ってこれを受け取り、当社が指定参加者からお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

(2) 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申し込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振決国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の利子の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

#### 第13条（届出事項の変更手続き）

(1) お届出事項（氏名若しくは名称又は住所）を変更なさるときは、直ちに、当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。

(2) 前項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ振決国債の元金又は利子の支払のご請求には応じません。

#### 第14条（口座管理料）

(1) 当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

(2) 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振決国債の元金又は利子の支払のご請求には応じないことがあります。

#### 第15条（当社の連帯保証義務）

日本銀行又は指定参加者が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

①振決国債（分離適格振決国債、分離元本振決国債又は分離利息振決国債を除きます。）の振替手続を行った際、日本銀行又は指定参加者において、誤

記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の元金及び利子の支払をする義務

- ②分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続を行った際、日本銀行又は指定参加者において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払をする義務
- ③その他、日本銀行又は指定参加者において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

#### 第16条（解約）

次に掲げる場合は、この契約は解約されます。

- ①お客様から解約のお申出があった場合
- ②第14条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
- ③第19条に定めるこの約款の変更にお客様が同意されない場合
- ④お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
- ⑤お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑥やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

#### 第17条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振込国債及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

#### 第18条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害を含め、当社に故意又は重過失なくお客様又は第三者に生じた損害について、その責を負いません。

- ①当社が、当社所定の証書に押捺された印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、振込国債の元金又は利子の支払をした場合
- ②当社が、当社所定の証書に押捺された印影がお届出の印鑑と相違するため、振込国債の元金又は利子の支払をしなかった場合
- ③天災地変等の不可抗力により、ご請求にかかる振込国債の元金又は利子の支払が遅延した場合

#### 第19条（この約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示または金融商品取引所並びに日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に、改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上  
(平成20年11月)

# 投資信託受益権振替決済口座管理約款

## 第1条（この約款の趣旨）

この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。平成21年6月8日までの範囲において政令で定める日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」が施行されます。以下同じ。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を、マネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

## 第2条（振替決済口座）

- (1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- (3) 当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

## 第3条（振替決済口座の開設）

- (1) 振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、お客様から当社所定の申込書によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- (2) 当社は、お客様から申込書による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- (3) 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

## 第4条（本人確認）

当社は、お客様が振替決済口座を開設される際および開設後適宜に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令諸規則および当社が定めるところに基づき、本人確認を行い、お客様がこれに応じるものとします。

## 第5条（当社への届出事項）

当社は、「口座開設申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。

## 第6条（振替の申請）

- (1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができません。ただし、当社の都合により、振替の申し出を受け付けないことがあります。

- ①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの。
  - ②法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの。
  - ③収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）。
  - ④償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - ⑤償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - ⑥販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
    - i) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
    - ii) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
    - iii) 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
    - iv) 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合には、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
    - v) 償還日
    - vi) 償還日翌営業日
  - ⑦振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
- (2)お客様が振替の申請を行うに当っては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- ①当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数。
  - ②お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別。
  - ③振替先口座及びその直近上位機関の名称。
  - ④振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別。
  - ⑤振替を行う日。
- (3)前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- (4)振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- (5)当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

## 第7条（他の口座管理機関への振替）

- (1)当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により振替を受け付けられない場合、または当社の都合により振替の申し出を受け付けられないことがあります。
- (2)前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

## 第8条（担保の設定）

お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

## 第9条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

## 第10条（償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等）

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

## 第11条（お客様への連絡事項）

- (1)当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。
  - ①償還期限（償還期限がある場合に限りです。）
  - ②残高照合のための報告
- (2)前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の内部管理部門の責任者に直接ご連絡ください。なお、取引残高報告書等については、書面による交付または金融商品取引法及び内閣府令等に定める電子情報処理組織を使用する方法による提供を含みます。
- (3)当社がお客様からの届出による名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

## 第12条（届出事項の変更手続き）

- (1)お客様は、お届事項（氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項）に変更があった場合は、直ちに、当社にお申出のうえ、当社所定の方法により、遅滞なくその内容を当社に届け出るものとします。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。
- (2)前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3)第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。

### 第13条（料金）

- (1)当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- (2)当社は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払のご請求には応じないことがあります。

### 第14条（当社の連帯保証義務）

- (1)機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。
  - ①投資信託受益権の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
  - ②その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

### 第15条（機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

- (1)当社は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- (2)当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

### 第16条（解約等）

- (1)次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。
  - ①お客様から解約のお申し出があった場合
  - ②お客様が手数料を支払わないとき
  - ③お客様がこの約款に違反したとき
  - ④お取引および口座残高がなくなった後、当社が定める期間を経過した場合
  - ⑤お客様が第21条に定めるこの約款の変更に同意しないとき
  - ⑥お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
  - ⑦お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
  - ⑧やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- (2)前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- (3)当社は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

### 第17条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、お客様の

ご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

#### 第18条（緊急措置）

法令の定めるところにより、投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

#### 第19条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害を含め、当社に故意又は重過失なくお客様または第三者に生じた損害については、その責を負いません。

- ①第12条第1項による届出の前に生じた損害
- ②依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名鑑）を届出の印鑑（又は署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責によらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥第18条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

#### 第20条（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託業者からの委任に基づき、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号及び第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ①振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- ②その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
- ③振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ④振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

#### 第21条（この約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示または金融商品取引所ならびに日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他当社が必要と認める場合に改訂されることがあります。改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、改定事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上  
(平成20年11月)

# 上場投資信託受益権振替決済口座管理約款

## 第1条（この約款の趣旨）

この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。平成21年6月8日までの範囲において政令で定める日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」が施行されます。以下同じ。）に基づく振替制度において取り扱う振替上場投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、振替上場投資信託受益権及び特例上場投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の株式等の振替に関する業務規程に定めるものとします。

## 第2条（振替決済口座）

- (1)振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2)振替決済口座には、振替法に基づき、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替上場投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権欄」といいます。）と、それ以外の振替上場投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有欄」といいます。）とを別に設けて開設します。
- (3)当社は、お客様が振替上場投資信託受益権についての権利を有するものにより振替決済口座に記載又は記録いたします。

## 第3条（振替決済口座の開設）

- (1)振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- (2)当社は、お客様から「口座開設申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- (3)振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

## 第4条（契約期間等）

- (1)この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。
- (2)この契約は、お客様又は当社からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

## 第5条（当社への届出事項）

「口座開設申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。

## 第6条（加入者情報の取扱いに関する同意）

当社は、原則として、振替決済口座に振替上場投資信託受益権に係る記載又は記録が行われた場合には、お客様の加入者情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、当社が機構に対して通知する等、振替上場投資信託受益権の

振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

#### 第7条（加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意）

当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

#### 第8条（発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出）

- (1)当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
- (2)前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替上場投資信託受益権については、受益者登録のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

#### 第9条（振替制度で指定されていない文字の取扱い）

お客様が当社に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換を行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

#### 第10条（振替の申請）

- (1)お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
  - ①差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
  - ②法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
  - ③機構の定める振替制限日を振替日とするもの
- (2)お客様が振替の申請を行うに当たっては、その7営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
  - ①当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替上場投資信託受益権の銘柄及び口数
  - ②お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
  - ③前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替上場投資信託受益権についての受益者の氏名又は名称及び住所並びに第1号の口数のうち当該受益者ごとの口数
  - ④特別受益者（加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替上場投資信託受益権につき、他の加入者を受益者として受益者登録をすることを求める旨の申出をした場合における当該振替上場投資信託受益権に係る他の加入者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに第1号の口数のうち当該特別受益者ごとの口数
  - ⑤振替先口座及びその直近上位機関の名称
  - ⑥振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
  - ⑦前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替口数のうち受益者ごとの口数並びに当該受益者の氏名又は名称及び住所
  - ⑧振替を行う日

- (3)前項第1号の口数は、その振替上場投資信託受益権の1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- (4)振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第5号の提示は必要ありません。また、同項第6号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- (5)当社に振替上場投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替上場投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。
- (6)第2項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限ります。）を行うお客様は、同項第1号の振替上場投資信託受益権を同項第6号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替上場投資信託受益権の受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

#### 第11条（他の口座管理機関への振替）

- (1)当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。
- (2)前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

#### 第12条（担保の設定）

お客様の振替上場投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

#### 第13条（担保振替上場投資信託受益権の取扱い）

- (1)お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替上場投資信託受益権について、当社に対し、特別受益者の申出をすることができます。
- (2)お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保振替上場投資信託受益権の届出をしようとするときは、当社に対し、担保振替上場投資信託受益権の届出の取次ぎの請求をしていただきます。
- (3)お客様は、担保振替上場投資信託受益権の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保振替上場投資信託受益権についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保振替上場投資信託受益権の口数についての記載又は記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保振替上場投資信託受益権の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

#### 第14条（担保設定者となるべき旨のお申出）

- (1)お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替上場投資信託受益権について、当社に対し、振替上場投資信託受益権の質権設定者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。
- (2)お客様が特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替上場投資信託受益権について、当社に対し、特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

#### 第15条（信託の受託者である場合の取扱い）

お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載

又は記録がされている振替上場投資信託受益権について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。

#### 第16条（振替先口座等の照会）

- (1) 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。
- (2) お客様が振替上場投資信託受益権の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。
- (3) お客様が当社に対する振替上場投資信託受益権の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

#### 第17条（抹消手続き）

振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

#### 第18条（分配金に関する取扱い）

- (1) お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座（以下「預金口座等」といいます。）への振込みの方法により分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する分配金を受領する預金口座等の指定（以下「分配金振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。
- (2) お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録分配金受領口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の分配金を受領する方法（以下「登録分配金受領口座方式」といいます。）又はお客様が発行者から支払われる分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替上場投資信託受益権の口数（当該発行者に係るものに限り、）に応じて当社に対して分配金の支払いを行うことにより、お客様が分配金を受領する方式（以下「受益権口数比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の分配金振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。
- (3) お客様が前項の受益権口数比例配分方式の利用を内容とする分配金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
  - ① お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替上場投資信託受益権の口数に係る分配金の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。
  - ② お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替上場投資信託受益権の口数に係る分配金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。
  - ③ 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。

- ④お客様に代理して分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの分配金の受領割合等については、発行者による分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。
- ⑤発行者が、お客様の受領すべき分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する分配金支払債務が消滅すること。
- ⑥お客様が次に掲げる者に該当する場合には、受益権口数比例配分方式を利用することはできないこと。
  - イ 機構に対して受益権口数比例配分方式に基づく加入者の分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者
  - ロ 機構加入者

(4)登録分配金受領口座方式又は受益権口数比例配分方式を現に利用しているお客様は、分配金振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

#### 第19条（受益者登録の請求等に係る処理）

- (1)当社は、振替上場投資信託受益権について、機構に対し、機構が定めるところにより、信託の計算期間終了日における受益者の氏名又は名称、住所、受益者の口座、受益者の有する振替上場投資信託受益権の銘柄及び口数、その他機構が定める事項を報告します。
- (2)機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、受益者登録の対象銘柄である振替上場投資信託受益権の発行者に対し、受益者の氏名又は名称、住所、受益者の有する振替上場投資信託受益権の銘柄及び口数、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、受益者として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から受益者として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る受益者の報告によって報告された口数を合算した口数によって、登録を行います。
- (3)機構は、発行者に対して通知した前項の通知受益者に係る事項について、信託の計算期間終了日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。

#### 第20条（お客様への連絡事項）

- (1)当社は、振替上場投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。
  - ①残高照合のための報告
  - ②お客様に対して機構から通知された事項
- (2)前項の残高照合のための報告は、振替上場投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の内部管理部門の責任者に直接ご連絡ください。
- (3)当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (4)当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第4項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(5)当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

①個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面

②当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

#### 第21条（振替口座簿記載事項の証明書交付又は情報提供の請求）

(1)お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面（振替法第277条に規定する書面をいいます。）の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供をすることを請求することができます。

(2)当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接又は機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。

(3)第1項の場合は、所定の料金をいただくことがあります。

#### 第22条（届出事項の変更手続き）

(1)印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。

(2)前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替上場投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

(3)第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。

#### 第23条（機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意）

機構から当社に対し、お客様の氏名若しくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

#### 第24条（口座管理料）

(1)当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

(2)当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替上場投資信託受益権の売却代金の支払いのご請求には応じないことがあります。

#### 第25条（当社の連帯保証義務）

機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

(1)振替上場投資信託受益権の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替上場投資信託受益権の超過分（振替上場投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の収益分配金等の支払いをする義務

(2)その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

## 第26条（機構において取り扱う振替上場投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

- (1)当社は、機構において取り扱う振替上場投資信託受益権のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- (2)当社は、当社における振替上場投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

## 第27条（解約等）

- (1)次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替上場投資信託受益権を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。
  - ①お客様から解約のお申し出があった場合
  - ②お客様が手数料を支払わないとき
  - ③お客様がこの約款に違反したとき
  - ④口座残高がない場合
  - ⑤お客様が第32条に定めるこの約款の変更に同意しないとき
  - ⑥お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
  - ⑦お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
  - ⑧やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- (2)次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替上場投資信託受益権を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。
  - ①お客様の振替決済口座に振替上場投資信託受益権についての記載又は記録がされている場合
  - ②お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保振替上場投資信託受益権に係る受益者として記載又は記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別受益者の申出における特別受益者であるとき
- (3)前2項による振替上場投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- (4)当社は、前項の不足額を引取りの日に第24条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第24条第2項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。

## 第28条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権及び金銭については、当社が定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえで、金銭により返還を行います。

## 第29条（緊急措置）

法令の定めるところにより振替上場投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

## 第30条（免責事項）

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1)第22条第1項による届出の前に生じた損害
- (2)依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名鑑）を届出の印鑑（又は署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替上場投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3)依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、振替上場投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- (4)災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めに寄らない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替上場投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5)前号の事由により振替上場投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第18条による分配金の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6)前条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

### 第31条（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

振替法の施行に伴い、お客様が有する特例上場投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例上場投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第6号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- (1)振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- (2)その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
- (3)移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- (4)振替法に基づく振替制度に移行した特例上場投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規定その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること
- (5)機構が必要と認める日においては、第1号に掲げる申請を受け付けないこと。
- (6)振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座を経由して行う場合があること。

### 第32条（この約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上  
(平成20年11月)

# 振込先指定方式取扱規定

## 第1条（目的）

この規定は、お客様のマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）をお客様があらかじめ指定する預金又は貯金口座（以下「指定預貯金口座」といいます。）に振込む方式の取扱いを定め、もってお客様と当社の受渡精算の円滑化を図ることを目的とするものです。

## 第2条（申込方法）

お客様がこの規定を承認され、当社の定める方法により申込むものとし、かつ当社が承認した場合に当方式を採用できるものとしします。

## 第3条（指定預貯金口座の取扱い）

指定預貯金口座の名義人は、当社の口座名義人と同一人に限らせていただきます。

## 第4条（指定預貯金口座の変更）

(1)指定預貯金口座を変更されるときは、当社の定める方法により届け出ていただきます。

(2)前項の取扱いは、第2条および第3条に準じて行うものとしします。

## 第5条（金銭の受渡精算の指示）

(1)金銭の受渡精算については、お客様からその都度、当社の定める方法により振込みの指示をいただきます。

(2)前項のご指示を受けたとき、当社は、証券総合取引約款第4条第1項に規定する認証番号によりお客様ご自身からの指示であることを確認することがあります。

## 第6条（受入書類等）

第5条に基づき当社が振込みをする場合には、その都度の受領書の受入れは不要といたします。

## 第7条（手数料）

振込みに係る手数料は、所定の額をお客様にご負担していただくことがあります。

## 第8条（免責）

当社は、お客様からの指示にかかる指定預貯金口座への振込手続実行をもって免責されるものとし、当該振込手続実行後の当該売却代金等に関しては何らの責任をも負わないものとしします。

## 第9条（規定の変更）

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示または金融商品取引所並びに日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に、変更されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、規定の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上  
(平成21年3月)

# 外国証券取引口座約款

## 第1章 総 則

### 第1条 (約款の趣旨)

- (1)この約款は、お客様とマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行う外国証券の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。
- (2)お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文をわが国以外の金融商品市場（店頭市場を含みます。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」といいます。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含みます。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任において外国証券の取引を行うものとします。

なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

### 第2条 (外国証券取引口座による処理)

お客様が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」）といいます。）により処理します。

### 第3条 (遵守すべき事項)

お客様は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令、当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」といいます。）、日本証券業協会及び決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいいます。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、当該証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいいます。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

## 第2章 外国証券の国内委託取引

### 第4条 (外国証券の混蔵寄託等)

- (1)お客様が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」といいます。）は、混蔵寄託契約により寄託するものとします。当社が備えるお客様の口座に当該お客様が有する数量が記載又は記録される外国株式等及び外国新株予約権（以下「振替証券」といいます。）については、当社は諸法令、決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、お客様の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。
- (2)寄託証券は、当社の名義で決済会社に混蔵寄託するものとし、寄託証券が記

名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。

- (3)前項により混蔵寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」といいます。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」といいます。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。
- (4)お客様は、第1項の寄託又は記載若しくは記録については、お客様が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

#### 第4条の2（寄託証券に係る共有権等）

- (1)当社に外国証券を寄託したお客様は、当該外国証券及び他のお客様が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混蔵保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録されたお客様は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客様に与えられることとなる権利を取得します。
- (2)寄託証券に係るお客様の共有権は、当社がお客様の口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券に係るお客様の権利は、当社がお客様の口座に振替数量を記載又は記録した時に移転します。

#### 第5条（寄託証券等のわが国以外の金融商品市場での売却又は交付）

- (1)お客様が寄託証券等をわが国以外の金融商品市場において売却する場合又は寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関（以下、「当社の保管機関」といいます。）に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又はお客様に交付します。
- (2)お客様は、前項の交付については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

#### 第6条（上場廃止の場合の措置）

- (1)寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。
- (2)前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、お客様の同意があったものとして取り扱います。

#### 第7条（配当等の処理）

- (1)寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含みます。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な所有者の行為に基づかず交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な所有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含みます。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。
- ①金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に

あつては分配金支払取扱銀行。以下同じ。)を通じお客様あてに支払います。

- ②株式配当(源泉徴収税(寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含みます。以下同じ。)が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。以下同じ。)の場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。

a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、お客様が源泉徴収税額相当額の支払をするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株(外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては1口(投資法人債券に類する外国投資証券等にあつては1証券)、カバードワラントにあつては1カバードワラント、外国株預託証券にあつては1証券。以下同じ。)未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあつては投資口事務取扱機関又は投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあつてはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。)を通じお客様あてに支払います。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

お客様は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。

- ③配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。

- ④第2号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払は円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

(2)お客様は、前項第1号に定める配当金、同項第2号a及びbに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭(以下「配当金等」といいます。)の支払方法については、当社所定の方法により当社に指示するものとします。

(3)配当金等の支払は、すべて円貨により行います(円位未満の端数が生じたときは切り捨てます。)

(4)前項の支払における外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行(第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあつては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。)が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場(当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあつては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場)によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法

令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能又は困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。

- (5)第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、お客様の負担とし、配当金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。
- (6)配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社が行います。
- (7)決済会社は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払を円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払を当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。

#### 第8条（新株予約権等その他の権利の処理）

寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところにより行います。

- ①新株予約権等が付与される場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。
  - a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合  
お客様が所定の時限までに新株式（新たに割り当てられる外国株券等をいいます。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。
  - b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合  
決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。この場合において、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。
- ②株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。）により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。
- ③寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定しお客様が源泉徴収税額相当額の支払をするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、

当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客様に支払うものとします。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

- ④前3号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。
- ⑤第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a、第2項乃至第5項、及び第7項の規定に準じて処理します。
- ⑥第1号の払込代金及び第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払は円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

#### 第9条（払込代金等の未払時の措置）

お客様が、新株予約権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、お客様の当該債務を履行するために、お客様の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

#### 第10条（議決権の行使）

- (1)寄託証券等（外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。）に係る株主総会（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並びに外国投資証券等に係る投資主総会及び投資法人債権者集会を含みます。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。
- (2)前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。
- (3)第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客様が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。
- (4)第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又はお客様が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

#### 第10条の2（外国株預託証券に係る議決権の行使）

- (1)外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、お客様の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。
- (2)前条第2項の規定は、前項の指示について準用するものとします。
- (3)第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、

お客様が株式事務取機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。

- (4)第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又はお客様が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

#### 第11条（株主総会の書類等の送付等）

- (1)寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除く。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあつては所有者）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取機関がお客様の届け出た住所あてに送付します。
- (2)前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

## 第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

#### 第12条（売買注文の執行地及び執行方法の指示）

お客様の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内でお客様があらかじめ指示するところにより行います。

#### 第13条（注文の執行及び処理）

お客様の当社に対する売買注文並びに募集若しくは売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

- ①外国取引及び募集若しくは売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- ②当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- ③国内店頭取引については、お客様が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。
- ④外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。
- ⑤当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様の届け出た住所あてに契約締結時交付書面等を送付します。なお、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。

#### 第13条の2（米国株式取引における制約）

当社の米国株取引においては、5連続営業日以内に4回以上の日計り取引（ただし連続5営業日のうち、日計り取引の数が総取引数の6%以下の場合は除外）が行われた場合、米国における規制により当該口座における取引を制限することがあります。

- 2 当社の米国株取引においては、上場市場及び名称・ティッカーの変更並びに株式併合等の銘柄情報及びお客様の保有数量等につき、当社においてシステム上その他の処理が必要となる場合、一定期間取引又は注文受付を制限することがあります。

#### 第14条（受渡日等）

取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- ①外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。
- ②外国証券の売買に関する受渡期日は、お客様と当社の間で別途取決めがある場合を除き、約定日から起算して4営業日目とします。

#### 第15条（外国証券の保管、権利及び名義）

当社がお客様から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- ①当社は、お客様から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。
- ②前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。
- ③お客様が有する外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された場合には、お客様は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。
- ④前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。
- ⑤第3号の場合において、お客様は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。
- ⑥お客様が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。
- ⑦お客様が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者とします。
- ⑧お客様が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、お客様は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
- ⑨お客様は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
- ⑩お客様が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る残高を抹消するとともに、原則として当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。

#### 第16条（選別基準に適合しなくなった場合の処理）

外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、お客様の希望により、当社がお客様が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

#### 第17条（外国証券に関する権利の処理）

当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に

定めるところによります。

- ①当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。
- ②外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分のうへ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。
- ③株式配当、株式分割、株式無償割当て、減資又は合併により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、わが国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、原則としてすべて売却処分のうへ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- ④前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、原則として売却処分のうへ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- ⑤外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、原則としてすべて売却処分のうへ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- ⑥株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについて、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。
- ⑦第1号に定める果実に対しわが国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。

#### 第18条（諸通知）

- (1)当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、お客様の届け出た住所あてに次の通知を行います。なお、書面による交付に代えて電子情報処理組織を使用する方法により提供されることがあります。
  - ①募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
  - ②配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
  - ③合併その他重要な株主総会議案に関する通知
- (2)前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、お客様の希望した場合を除いて当社は送付しません。また、運用報告書等については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供されることがあります。

#### 第19条（発行者からの諸通知等）

- (1)発行者から交付される通知書又は資料等は、当社においてその到達した日から3年間（海外CD及び海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供します。ただし、お客様が送付を希望した場合は、お客様の届け出た住所あてに送付します。
- (2)前項ただし書により、お客様あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度お客様が当社に支払うものとします。

## 第20条（諸料金等）

- (1)取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。
- ①外国証券の外国取引については、わが国以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第14条第2号に定める受渡期日までにお客様が当社に支払うものとします。
  - ②外国投資信託証券の募集若しくは売出し又は私募に係る取得の申込みについては、ファンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までにお客様が当社に支払うものとします。
- (2)お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度お客様が当社に支払うものとします。

## 第21条（外貨の受払等）

外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則としてお客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替えの方法により行います。

## 第22条（金銭の授受）

- (1)本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円貨又は外貨（当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨に限る。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。
- (2)前項の換算日は、売買代金については約定日、第17条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については、当社がその全額の受領を確認した日とします。

# 第4章 雑 則

## 第23条（取引残高報告書の交付）

- (1)お客様は、お客様が当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、お客様が請求した場合に取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受ける方法に代えるものとします。
- (2)前項の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。
- (3)当社は、当社がお客様に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することがあります。
- (4)前3項の報告書については書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供されることがあります。

## 第24条（届出事項）

お客様は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）及び印鑑等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。

## 第25条（届出事項の変更届出）

- (1)お客様は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）又は印鑑等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。
- (2)前項の届出があったときは、当社はお客様より戸籍抄本、印鑑証明書、その

他当社が必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

#### 第26条（届出がない場合等の免責）

前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、お客様に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

#### 第27条（通知の効力）

お客様の届け出た住所あてに、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

#### 第28条（口座管理料）

お客様は、この約款に定める諸手続の手数料として、別途当社の定めるところにより、口座管理料を当社に支払うものとします。

#### 第29条（契約の解約）

(1) 次の各号の一に該当したときは、この約款に基づきお客様と当社の間で締結された契約（以下「本契約」といいます。）は解約されます。

- ① お客様が当社に対し解約の申出をしたとき
- ② お客様がこの約款の条項の一に違反し、当社が本契約の解約の申出をしたとき
- ③ 第32条に定めるこの約款の変更にお客様が同意しないとき
- ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約の申出をしたとき
- ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約の申出をしたとき
- ⑥ 前各号のほか、やむを得ない事由により当社がお客様に対し解約の申出をしたとき

(2) 前項に基づく本契約の解約に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

#### 第30条（免責事項）

次に掲げる場合を含め、当社の故意又は重過失によらずお客様又は第三者に生じた損害については、当社は免責されるものとします。

- ① 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- ② 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- ③ 当社所定の書類に押印した印影と届出に係る印影とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

#### 第31条（準拠法及び合意管轄）

(1) 外国証券の取引に関するお客様と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、お客様が特に要請し、かつ当社がこれに応じた場合には、その要請があった国の法律とします。

(2) お客様と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所とします。

#### 第32条（約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示又は金融商品取引所若しくは日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に、変更され

ることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項を当社ウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

### 第33条（個人データの第三者提供に関する同意）

お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客様の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依りて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。

- ①外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対しわが国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率若しくは免税の適用又は還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
- ②預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対しわが国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率若しくは免税の適用又は還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者
- ③外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又はわが国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」といいます。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関
- ④外国証券の売買を執行するわが国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関

以上

（平成21年10月）

# 株式ミニ投資約款

## 第1条（約款の趣旨）

- (1)この約款は、マネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）とお客様との間で行う金融商品取引所の定める1売買単位に満たない株式の株式等振替制度を利用する定型的な方法による売買取引（以下「株式ミニ投資」といいます。）について、売買の方法、受渡決済、その他の処理に係る権利義務関係を明確にするための取り決めです。
- (2)当社が管理しているお客様の株式ミニ投資に係る株式（上場投資信託受益証券等を含みます。以下「株式等」といいます。）の管理に関する権利義務関係は、この約款に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している株式等の管理に関する約款の定めるところによります。
- (3)お客様は、この約款の内容を十分に把握し、自らの判断と責任において株式ミニ投資に係る取引を行うものとします。

## 第2条（取引の申込）

お客様は、この約款を承認し、当社との間に取引に関する契約（以下「この契約」といいます。）を締結します。なお、お客様は、当社との間に証券総合取引約款に基づく証券総合取引口座（以下「お客様口座」といいます。）をあらかじめ開設している必要があります。

## 第3条（お客様口座による処理）

お客様が当社との間で行う取引については、株式等の管理その他取引に関する金銭の授受等そのすべてを、原則として、当社に開設されたお客様口座により処理するものとします。

## 第4条（売買の方法）

- (1)お客様が当社との間で行う株式ミニ投資に係る取引については、次の各号に定めるところにより行うものとします。
  - ①お客様がこの契約に基づいて売買注文を行うことができる株式等は、単元株制度採用銘柄（株式等振替制度同意会社に限る。）の中から当社が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。
  - ②当社とお客様との間の株式ミニ投資に係る取引は、当社をお客様の相手方とする売買とします。
  - ③当社とお客様との間の株式ミニ投資は、お客様が選定銘柄の中から指定した銘柄について、金融商品取引所が定める1売買単位の10分の1単位の株式等の持分（以下「取引単位」といいます。）又はその整数倍の数量を、当社との間で売買するものとします。ただし、同一営業日において、同一銘柄につき、1取引単位の9倍を超える買付け又は売付けを行うことはできません。なお、第8条第1号に基づく権利処理により生じる取引単位に満たない数量の売付けについては、その数量をもって行うことができます。
  - ④お客様は、この契約に基づき売買注文を行うに際し、その都度、次に掲げる事項を当社に明示するものとします。
    - i) 銘柄
    - ii) 買付け又は売付けの区別
    - iii) 数量
- (2)次の各号に掲げる場合には、当社は、各号に定めるところに従い、所定の期間、お客様からの注文の受付を停止いたします。
  - ①売買規制等により、当社が金融商品市場において当該選定銘柄の売付注文又は買付注文の執行ができない場合は、注文の受付は行わないものとします。
  - ②当該選定銘柄の発行会社の事業年度の末日が接近した場合は、事業年度の

末日前の当社があらかじめお知らせする期間は、原則として、売付注文又は買付注文の受付は行わないものとします。

- ③前各号の場合のほか、やむを得ない事由が生じた場合は、当該事由が解消するまでの間、売付注文又は買付注文の受付は行わないものとします。

#### 第5条（売買の執行時期及び価格）

お客様が当社との間で行う取引の売買注文の執行については、次の各号に定めるところにより行うものとします。

- ①この契約に基づくお客様と当社との間の売買は、売買注文の日の翌取引日（0:00から3:00までの注文の場合は、注文受付後最初の取引日。以下同じ。）に成立するものとし、売買価格は、当社が定める金融商品取引所（以下「指定金融商品取引所」といいます。）の売買注文の日の翌取引日における始値とします。
- ②この契約において「取引日」とは、指定金融商品取引所において売買が行われる日をいいます。
- ③この契約において「営業日」とは、当社の営業日をいいます。
- ④第1号の定めるところにかかわらず、売買注文の日の翌取引日に、指定金融商品取引所において当該選定銘柄の取引が成立しなかった場合には、選定銘柄に係る売買注文は自動的にその効力を失い、この契約に基づくお客様と当社との間の売買は成立しなかったものとします。
- ⑤売買注文の日の翌取引日に、当社の保有株数と指定金融商品取引所において買付けを行った株数の合計が、当該売買注文の日に買付注文をした全てのお客様に割り当てるに足る当該選定銘柄の株数に達しなかったときには、当社は、当該買付注文の全部又は一部の効力を失わせることがあります。この場合、当社は、当該買付注文を行ったお客様に対し、この旨を通知します。
- ⑥売買注文の日の翌取引日に、当社が指定金融商品取引所を通じて売付けを行った株数が、当該売買注文の日に売付注文をした全てのお客様に割り当てるに足る当該選定銘柄の株数に達しなかったときには、当社は、当該売付注文の全部又は一部の効力を失わせることがあります。この場合、当社は、当該売付注文を行ったお客様に対し、この旨を通知します。
- ⑦株式ミニ投資に係る取引については、前3号の場合を除き、売買注文の日の翌取引日を約定日とします。

#### 第6条（受渡しその他の決済方法）

取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- ①この契約に基づき、選定銘柄の買付注文を行うお客様は、注文時に買付株式の代金及び第9条に規定する取扱料等を当社のお客様口座にあらかじめ有していなければなりません。
- ②この契約に基づき、選定銘柄の売付注文を行うお客様は、注文時に当該売付株式等に係る株式ミニ投資の残高をあらかじめ有していなければなりません。
- ③当社は、買付株式等の代金及び売付株式等のお客様口座からの引き落とし並びに買付株式等及び売付株式等の代金のお客様口座への記帳は、約定日から起算して4営業日目の日（受渡日）に行います。

#### 第7条（管理及び名義）

お客様が株式ミニ投資に係る取引により取得した株式等の管理等の取扱いについては、次の各号に定めるところによるものとします。

- ①この契約によって買付けた株式等は、これを他の契約により管理する株式等と併せて管理します。
- ②当社は、当該株式等を株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）

で管理いたします。

- ③この契約に基づく株式等の名義は当社とします。
- ④当該株式等の所有権、その果実に対する請求権その他当該株式等に係る権利については、当該株式等の受渡日よりお客様に帰属するものとします。ただし、株主優待等の名目で支給される物品、その他（以下「株主優待物等」といいます。）についてはこの限りではありません。
- ⑤当社は、当社が管理するお客様の株式等が単元株式数等に達したときは、当該株式等についてはこの契約の適用を受けないものとします。
- ⑥当社は、この契約に基づいて管理している株式等については、お客様に返還することはできません。

#### 第8条（配当金・増資・株式分割等権利処理）

お客様の買付けに係る株式等の権利処理については、次の各号に定めるところによります。

- ①当社が管理するお客様の株式等に係る配当金及び権利交付金等の果実については当社がお客様に代わってこれを受領し、当社からお客様に支払います。また、お客様の買付けに係る株式等の株式分割等諸権利で取得する株式等は、当社が代って受領し、当該権利の基準となった日における株式数に応じて比例按分のうえ、お客様の口座に増加の記載又は記録を行います。ただし、株主優待物等についてはこの限りではありません。
- ②前号に基づく按分の結果生ずる1株に満たない端株株式又は当社の事務処理上、お客様の口座に繰り入れられない株式等は、株式等発行の効力発生の日以後、適正な価格をもって処分し、処分代金をお客様へお支払いします。
- ③当社が管理するお客様の株式等に関し、新株予約権（当社が管理するお客様の株式と同一の種類の株式を目的とするものに限る。以下同じ。）が付与される場合は、当該権利の基準となる日におけるお客様の当該選定銘柄の持株数に応じて比例按分したうえ、権利落ちとして指定金融商品取引所が定める期日にすべて当社が買取るものとし、処分代金をお客様へお支払いします。
- ④前号において当社が買取る当該新株予約権の買取価額は、次に掲げる算式により算出された価額とします。

$$\text{旧株式の権利付株数} \times \left( \text{権利付売買最終日の旧株式終値} - \frac{\text{権利付売買最終日の旧株式終値} + \text{新株式払込額}}{1 + \text{新株式割当率}} \times \text{新株式割当率} \right)$$

- ⑤第3号において、当社が当該新株予約権を買取った場合には、買取価額から諸経費を差し引いた額を当該銘柄の権利付売買最終日における売買取引の決済日の翌営業日にお客様にお支払いします。
- ⑥株主優待物等については、当社にその権利が帰属するものとします。
- ⑦当社は、当社が管理するお客様の株式等について株主有償割当等が行われる場合、お客様からの有償割当に対する申込みに応じないものとします。
- ⑧前各号に規定する諸権利の処理計算に係る明細については、当該諸権利の処理計算を行った後に最初に到来する取引残高報告書交付時に、当該処理計算に係る報告を行うこととさせていただきます。なお、これらの報告については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。
- ⑨当社は、当社が管理するお客様の株式等について共益権として付与される議決権等については、当社が適当と認める方法により処理し、お客様からの指示にも応じないものとします。
- ⑩当社は、お客様から株式ミニ投資に係る残高については次に掲げる請求には応じられません。

- i) 発行会社への単元未満株式買取請求の取次ぎ
  - ii) 他のお客様の口座の残高との合算
  - iii) 他のお客様の口座への振替指図
  - iv) 他のお客様の口座からの振替
  - v) 当社又は他のお客様への質権その他の担保権の設定
  - vi) 他のお客様からの質権その他の担保権の受入れ
- ①当社が管理するお客様の株式等について、この条に規定のない権利等が付与される場合には、当社が適当と認める方法により処理いたします。

#### 第9条（諸料金等）

取引の執行に関する料金及び支払い期日は、次の各号に定めるところによりします。

- ①当社は、株式ミニ投資については、当社所定の取扱料その他の賦課金を第6条に定める受渡しのときに申し受けます。
- ②第8条に基づく株式配当及び新株予約権の売却については、前号に準じて取扱うものとします。

#### 第10条（選定銘柄の除外）

- (1)選定銘柄が次の各号のいずれかに該当したときは、当社は当該銘柄を当社の選定銘柄から除外することができるものとします。選定銘柄から除外する場合は、当社は、当社の管理するお客様口座に当該選定銘柄の記載又は記録があるお客様に、遅滞なく通知するものとします。
- ①当該選定銘柄の発行会社が法律の規定による会社更生、民事再生若しくは破産をすることとなったとき又は営業活動を停止したとき
  - ②当該選定銘柄が上場廃止となったとき
  - ③当該選定銘柄の発行会社が単元株制度を廃止したとき
  - ④機構が取保有価証券としなくなったとき
  - ⑤その他当社が必要と認めるとき
- (2)前項の規定により選定銘柄から除外された場合には、原則として、適正な価格をもって処分する又は当社が買い取ることにより、遅滞なく当社が管理するお客様の株式等を換金のうえお客様にお支払いします。

#### 第11条（お客様の決済不履行の場合の処置）

- (1)お客様が第6条所定の期限までに買付代金を交付しない場合には、当社は、任意に売買契約を解除し、又はお客様の計算において買付けに係る株式等を売却することができます。
- (2)当社が前項により損害を蒙った場合には、当社はお客様のために管理する金銭及び有価証券をもってその損害に充当し、なお不足があるときはその不足額の支払いを請求することができます。

#### 第12条（取引通知）

当社は、この約款の第5条から第7条に規定する売買取引の明細について、約定成立後遅滞なくお客様に取引報告書を交付します。なお、取引報告書については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。

#### 第13条（その他）

- (1)当社は、この約款に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2)当社が管理するお客様の株式ミニ投資に係る株式等が事業年度の末日等権利確定日において1売買単位に達した場合、1単位の整数倍に係る振替決済口座に記載又は記録された残高については、お客様の申し出の如何にかかわらず、この約款の適用を受けない振替株式等として、引き続き管理します。
- (3)お客様は、前項においてこの約款の適用を受けないこととなる振替株式等をもって株式ミニ投資に係る売付けに充当することはできません。

- (4)お客様は、株式ミニ投資によらない株式等について、この約款に基づき当社で管理し、又は売付けに充当することはできません。
- (5)お客様は、この約款の適用を受けている株式等のうち1売買単位に満たない株式等については、次の請求を行うことはできません。
- ①会社法第192条第1項に基づき、発行会社に対し単元未満株式の買取請求権を行使すること
  - ②株式ミニ投資により取得した1売買単位に満たない当社が管理する株式等についてこの約款の適用を受けない振替株式等とすること
- (6)当社は、次の各号に定める場合を含め、当社の故意又は重過失なくお客様又は第三者に生じた損害については、その責を負いません。
- ①お客様からのインターネット及び電話による出金指示に従って、この契約に基づく金銭をお客様の出金預貯金口座に振込んだとき
  - ②届出印の押印された所定の受領書と引換えに、この契約に基づく金銭を返還したとき
  - ③印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく金銭を返還しなかったとき
  - ④天災地変その他の不可抗力により、この契約に基づく株式等の買付け又は金銭の返還が遅延したとき
- (7)当社は、第8条（配当金・増資・株式分割等権利処理）第8号及び第12条（取引通知）の規定に従い、お客様に対し当社よりなされたこの契約に関する諸通知が、転居、不在、その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものととして取扱うことができるものとします。
- (8)この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をウェブサイト上で掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上  
(平成21年11月)

# MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 取引約款

## 第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客様とマネックス証券株式会社 (以下「当社」といいます。) との間の、当社が指定する投資信託会社の発行するマネー・リザーブ・ファンド受益権 (以下「MRF」といいます。) の取引に関する取り決めです。当社は、この約款に従ってMRFの取引契約 (以下「契約」といいます。) をお客様と締結いたします。

## 第2条 (契約の申込)

- (1) 契約のお申込は、お客様が、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、捺印し、これを当社に提出することによって行うものといたします。
- (2) 契約が締結されたときは、当社はただちにMRF累積投資口座を開設いたします。なお、第1項の申込書に押捺されている印影をもって、当社へのお届印といたします。

## 第3条 (取得の申込及び金銭の払込)

お客様は、MRFの取得にあてるため、1回の払込につき1円以上の金銭 (以下「払込金」といいます。) を当社に払込み、取得の申込を行うことができます。

## 第4条 (取得の時期・価額及び方法)

- (1) 本契約において営業日とは国内の金融商品取引所の休業日以外の日をいいます。
- (2) 当社は、原則としてお客様から取得の申込があった日の翌営業日に、MRFをお客様に代わって取得します。
- (3) 前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。
- (4) 申込日の翌営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額 (1口=1円) を下回ったときは、第2項及び第3項の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額 (営業日の前日の基準価額) が当初設定時の1口の元本価額 (1口=1円) に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に、MRFをお客様に代わって取得します。
- (5) 取得されたMRFの所有権ならびにその元本又は果実に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものといたします。

## 第5条 (保管)

- (1) この契約によって取得されたMRFは、すべて当社又は当社が指定する寄託先において、大券にて他のお客様のMRFと混蔵して保管します。
- (2) 第1項により、混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。
  - ① 寄託されたMRFに対し、寄託の額に応じて共有権を取得すること。
  - ② MRFの新たな寄託又は返還については他のお客様と協議を要しないこと。
- (3) 当社は、この契約により保管しているMRFの保管料をいただくことがあります。

## 第6条 (果実の再投資)

- (1) 第5条の保管にかかるMRFの果実は、前月の最終営業日 (その翌日以降に取得した場合には、当該取得日) から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日にお客様に代わって当社が受領のうえ、当該お客様の証券総合取引口座に繰入れその全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額でMRFをお客様に代わって取得します。
- (2) 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額 (1口=1円) を下回ったときは、第1項の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額 (営業日の前日の基準価額) が当初設定時の1口の元本価額 (1口=1円) に復した計算日の基準価額により、当該計算日

の翌営業日に、MRFをお客様に代わって取得します。

#### 第7条（返還）

- (1)お客様は、自己の所有するMRFの返還を当社に請求することができます。当社は原則としてお客様からMRFの返還の請求を受入れた翌営業日をお支払日（以下「受渡日」といいます。）として解約の上、その代金をお支払いすることにより返還いたします。
- (2)第1項の解約価額は、受渡日の前日の基準価額といたします。
- (3)第1項の解約にかかるMRFについての、取得日（前月以前の取得分については前月の最終営業日）から受渡日の前日までの決算分の果実は、この契約を解除される場合を除き、解約代金とともに支払いたしません。
- (4)解約代金のお支払にあたっては、お客様は当社所定の手続によりお申出いただく必要があります。

#### 第8条（自動買付・自動解約）

- (1)お客様の証券総合取引において、有価証券、その他当社において取扱う証券、証書、権利又は商品の果実、償還金、売却代金又は解約代金のうち、当社において支払われるものについて、特にお客様からのお申出がない限り、その支払日の前営業日をMRFの取得の申込があった日とします。
- (2)お客様が、単純に入金を行った場合、特にお客様からのお申出がない限り、当該入金をもって、MRFの取得の申込があったものとします。
- (3)お客様が、当社において株式又は投資信託等の買付を行いその受渡前営業日終了時点でのお客様のお預り金が、当該買付代金に不足する場合には、当社は、買付代金からお預り金を差引いた額について、お客様よりMRFの残高の範囲内で返還の申込があったものとして、MRFを解約し、充当します。
- (4)お客様が出金の申込をされた場合は、顧客預り金口から出金し、不足する場合は、MRFの残高の範囲内で返還の申込があったものとして、MRFを解約し、充当します。

#### 第9条（対価の支払い）

当社はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしないこととします。

#### 第10条（取引の計算明細、証券残高の報告）

当社は、お客様のその都度の取引に係る計算明細及び証券残高の報告を、取引残高報告書を通じて行うものとします。当該報告については書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供されることがあります。

#### 第11条（申込事項等の変更）

- (1)改名・改称、移転又は届出印の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は所定の用紙によって遅滞なく当社に届出いただきます。
- (2)第1項のお届出があったときは、当社はお客様より戸籍抄本、印鑑証明書、その他当社が必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

#### 第12条（解約）

- (1)この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。
  - ①お客様から解約の申出があったとき。
  - ②当社がMRFの累積投資業務を営むことができなくなったとき。
  - ③MRFが償還されたとき。
  - ④第14条に定めるこの約款の改訂にお客様が同意しないとき。
  - ⑤やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき。
- (2)この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第8条に準じてお客様にMRFの返還及びその果実の支払をいたします。

### 第13条（免責事項）

当社は、次の各号に定める場合を含め、当社の故意又は重過失なくお客様又は第三者に生じた損害については、その責を負いません。

- ①お届け印の押捺された所定の受領書と引換え又は別に定める契約に基づき、MRFの返還又はその果実の支払を行った場合。
- ②所定の手続により返還の申出がなかったため、又は印影がお届け印と相違するためにこの契約に基づくMRFの返還又はその果実の支払を行わなかった場合。
- ③天災地変その他の不可抗力により、この契約に基づくMRFの取得又は返還、もしくは、その果実の支払が遅延した場合。

### 第14条（約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示または金融商品取引所並びに日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上  
(平成19年9月)

# 投資信託自動継続（累積）投資約款

## 第1条（約款の趣旨）

この約款はお客様とマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、別途当社が選定する投資信託受益権等（投資信託受益権、投資信託受益証券を総称して「投資信託受益権等」といいます。以下同じ。）（以下「選定投資信託受益権等」といいます。）の自動継続（累積）投資に関する取り決めです。当社はこの約款に従って、選定投資信託受益権等の取引契約をお客様と締結いたします。

## 第2条（申込方法）

お客様は、当社に証券総合取引口座をお持ちである場合に、この約款に従った投資信託自動継続（累積）投資取引をご利用いただけます。

## 第3条（金銭の払込）

お客様は、選定投資信託受益権等の買付に必要な金銭を、銀行等からの払込、当社の指定する投資信託委託会社の発行するマネー・リザーブ・ファンド受益権（MRF）の自動換金による払込等により、払い込むものとします。

## 第4条（買付）

- (1) 当社は、お客様から買付の申込を受けたときは選定投資信託受益権等を遅滞なく買い付けます。ただし、お客様の証券総合取引口座における買付余力が、当該買付に必要な金額に足りない場合、買付は行わないものとします。買付余力は当社が定める方法に従って算出されます。
- (2) 前項の買付価額は、各選定投資信託受益権等の目論見書に定める買付日の価額に所定の手数料及び税金を加えた金額とします。
- (3) 買い付けられた選定投資信託受益権等の所有権ならびにその元本又は果実に対する請求権は、買付のあった日からお客様に帰属するものとします。

## 第5条（保管）

- (1) この約款によって買い付けられた選定投資信託受益権等は、これを他の寄託契約により保管する当該選定投資信託受益権等と混蔵して大券をもって保管します。
- (2) 前項により混蔵して保管する選定投資信託受益権等については、次の各号にご同意いただいたものとして取り扱います。
  - ① 当社は、選定投資信託受益権等の出庫の請求には応じないこと。
  - ② 寄託された選定投資信託受益権等に対し、寄託の額に応じて共有権を取得すること。
  - ③ 選定投資信託受益権等の新たな寄託又は返還については他のお客様と協議を要しないこと。

## 第6条（果実等の再投資）

前条の保管に係る選定投資信託受益権等の果実は、お客様に代わって当社が受領のうえ、お客様の証券総合取引口座に繰り入れ、その全額をもって決算日の基準価額により当該選定投資信託受益権等を買付けます。なお、この場合の買付手数料は無料とします。

## 第7条（返還）

お客様は、この約款に基づき買い付けた選定投資信託受益権等について、当社を通じて返還の請求をすることができます。この場合、当社は請求に係る選定投資信託受益権等を換金のうえ、その代金を返還いたします。換金金額は、各選定投資信託受益権等の目論見書により請求時点に適用される日の基準価額に従って計算されるものとします。

## 第8条（解約）

- (1) この契約は次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものとします。

- ①お客様が当社所定の手続により解約を申出た場合。
  - ②お客様が当社の証券総合取引口座を解約された場合。
  - ③選定投資信託受益権等が償還された場合（この場合は当該選定投資信託受益権等に限る）。
  - ④当社が自動継続（累積）投資業務を営むことが出来なくなった場合。
  - ⑤第9条第3項に定めるこの約款の改訂にお客様が同意しないとき。
  - ⑥やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき。
- (2)この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく前条に準じて該当する選定投資信託受益権等を返還いたします。

#### 第9条（その他）

- (1)当社はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2)当社は、当社の故意又は重過失なくお客様又は第三者に生じた損害については、その責を負いません。
- (3)この約款は、法令の変更もしくは監督官庁の指示または金融商品取引所並びに日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上  
(平成20年5月)

# 投資信託積立取引取扱規定

## 第1条（規定の趣旨）

- (1)本規定は、お客様がマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）と契約する投資信託の定時定額買付サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取り決めです。
- (2)お客様は、本サービス内容を十分理解し、お客様の判断と責任において本サービスを申し込むものとします。

## 第2条（買付する投資信託の選定）

- (1)本サービスによって買い付けることができる投資信託は、当社が選定する投資信託（以下「選定投資信託」といいます。）とします。
- (2)お客様は、選定投資信託の中から買付を行う投資信託を指定するものとします。（以下、指定された買付を行う投資信託を「指定投資信託」といいます。）

## 第3条（払込方法の指定）

- (1)お客様は、指定投資信託の買付に必要な金銭の払込み方法を、次の各号のいずれかにより、指定するものとします。
  - ①お客様の証券総合取引口座の預り金（MRF受益権の自動換金を含む）により払い込む方法
  - ②お客様の指定する金融機関の口座（以下「指定金融機関口座」といいます。）から、当社の指定する収納代行業者のうちお客様の指定した収納代行業者による引落としにより払い込む方法
- (2)前項第2号の場合、指定金融機関口座からの引落としの後、当該金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。

## 第4条（申込方法）

- (1)お客様が本サービスをご利用されるためには、予め当社の証券総合取引口座を開設されている必要があります。
- (2)前条第1項第1号の方法により払込みを行う場合、原則、お客様はインターネットにより本サービスの申込を行うものとします。申込の受付については、証券総合取引約款の注文受付にかかる規定に準ずるものとします。
- (3)前条第1項第2号の方法により払い込みを行う場合、お客様は、当社所定の申込書等に必要事項を記入し、署名・捺印のうえ当社に提出し、本サービスの申込を行うものとします。
- (4)お客様が本サービスにより買付を行う場合は、各指定投資信託の目論見書の内容を予めよくご理解していただく必要があるとともに、投資信託自動継続（累積）投資約款に従った契約を結んでいただくものとします。

## 第5条（指定投資信託の買付）

- (1)お客様は、毎月当社の定める日（以下「買付日」といいます。）に、1万円以上の当社の定める単位の金額で、指定投資信託の買付を行うよう指定することができます。
- (2)当社はお客様の指定に従い、毎月買付日に当該指定投資信託の買付を行うこととします。ただし、当該買付日において、指定投資信託の買付に必要な金銭の払い込みがない場合、当該月については指定投資信託の買付は行わないものとします。
- (3)指定投資信託の委託者が買付の申込の受付を中止又は取り消した場合、買付日以降、委託者が最初に買付の申込の受付を行った日に買付を行うものとします。
- (4)前項の場合に、当社所定の期間、買付の申込の受付が再開されない場合には、当該月については指定投資信託の買付は行わないものとします。

## 第6条（果実の再投資及び返還）

指定投資信託の果実の再投資及び返還については、各指定投資信託の目論見書及び投資信託自動継続（累積）投資約款に従うものとします。

## 第7条（取引及び残高の通知）

- (1)当社は、本サービスによるお客様への取引明細及び残高明細の通知を、取引残高報告書により行います。
- (2)前項に定める取引残高報告書については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。

## 第8条（申込内容の変更）

第3条第1項の場合を除き、お客様は所定の手続に従って、本サービスの申込内容の変更を行うことができますものとします。

## 第9条（選定投資信託の除外）

選定投資信託が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該投資信託を選定投資信託から除外することができるものとします。なお、この場合、当社はお客様に遅滞なく通知するものとします。当該通知は電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。

- ①当該選定投資信託が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ②当該選定投資信託の買付口座数が当社の定める所定の口座数以下となった場合
- ③その他当社が必要と認める場合

## 第10条（解約）

本サービスは本条第1号から第6号のいずれかに該当した場合に解約されるものとします。また、お客様が本条第7号の事由に該当した場合には、本サービスが解約され、第3条第1項第2号の方法による払い込みが行われなことがあります。

- ①お客様が当社所定の手続により、本サービスの解約を申出た場合。
- ②お客様が当社の証券総合取引口座を解約された場合。
- ③お客様の指定投資信託が前条の規定に従い選定投資信託から除外された場合で、他の指定投資信託の申込がされていない場合。
- ④当社が本サービスの解約を申出た場合。
- ⑤当社が本サービスを営むことができなくなった場合。
- ⑥第11条第3項に定める本規定の改訂にお客様が同意しない場合。
- ⑦第3条第1項第2号の方法により払い込みを行う場合で、3ヶ月以上の期間連続で引落しができなかった場合。

## 第11条（その他）

- (1)第7条の規定に従い、お客様に対し当社よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。
- (2)当社又は収納代行業者は、当社又は収納代行業者の故意又は重過失なくお客様又は第三者に生じた損害については、その責を負いません。
- (3)本規定は、法令の変更もしくは監督官庁の指示又は金融商品取引所並びに日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をウェブサイト上で掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、規定の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上  
(平成21年10月)

# カードde自動つみたて約款

この約款は、《セゾン》カードを利用した有価証券自動買付サービス（以下「カードde自動つみたて」といいます。）についての、お客様とマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

## 第1条（ご利用になれるお客様）

カードde自動つみたてのご利用については、その申込名義と《セゾン》カード名義が同一であり、かつ当該《セゾン》カードでの指定金融機関口座（以下「指定金融機関口座」といいます。）の名義が同一である場合に限りさせていただきます。

## 第2条（取引の種類）

- (1)お客様は、カードde自動つみたてにより、当社があらかじめ指定する有価証券（以下「商品」といいます。）を当社が指定する方法に従って購入することができるものとします。ただし、信用取引、先物・オプション取引および当社が定める商品の取引をされるお客様は、MRFの買付はできません。
- (2)お客様は、商品の買付金（以下「商品買付金」といいます。）の収納代行業務を、株式会社クレディセゾン（以下「収納代行会社」といいます。）に委託することを承認するものとします。
- (3)収納代行会社は、商品買付金を指定金融機関口座から引き落とすものとします。

## 第3条（買付の時期）

当社は、収納代行会社より口座引落の明細及び商品買付金を受理ないし確認後、お客様が当社に有する証券総合取引口座に入金し、商品を買付けるとします。

## 第4条（受付の期間及び引落時期等）

商品買付金は、毎月一定日までの受付分について、その日以降で収納代行会社の指定する一定の日引き落とされるものとします。また、指定金融機関口座からの引落しの後、当該金銭に対しては、いかなる名目によっても利息をお支払いいたしません。

## 第5条（指定金融機関口座の確認）

カードde自動つみたての申込者と、当該申込の中で申告された《セゾン》カード番号の保有者が同一であることの確認は、収納代行会社が行うことを、お客様はあらかじめ承認するものとします。

## 第6条（積立金額の変更等）

お客様は、第2条第1項に定める取引の積立金額の変更、取引種類の追加等の変更を希望される場合には、当社が定める日までに当社が指定する方法により申し出るものとします。

## 第7条（買付の中止）

当社は、次の項目に該当するときは買付を中止します。

- ①お客様から、当社が定める日までに当社が指定する方法により中止の申出があったとき。
- ②指定金融機関口座の残金が引落金額に満たなかったとき。
- ③指定金融機関口座での引落請求が金融機関により拒否されたとき。

## 第8条（届出事項の変更）

お客様は、当社への届出事項に変更があった場合には、速やかに当社に申し出るものとします。

## 第9条（解約）

お客様が本条第1号又は第2号の事由に該当した場合には、本契約が解約さ

れ、収納代行会社は第2条第3項に定める引落を行わないものとします。また、お客様が本条第3号又は第4号の事由に該当した場合には、本契約が解約され、収納代行会社は第2条第3項に定める引落を行わないことがあります。

- ①お客様から解約の申出があったとき。
- ②お客様がカードde自動つみたてを利用する資格を喪失したとき。
- ③3カ月連続で引落ができなかったとき。
- ④2年間お客様の利用がないとき。

#### 第10条（その他承認事項）

- (1)お客様は、引落日から買付日までの期間の経過利息等、名目の如何にかかわらず、当社及び収納代行会社に対し、一切の対価の請求を行わないものとします。
- (2)お客様は、経済情勢の変動等諸般の事情等により、引落日から買付日までの間に金利の変動が生じた場合にも、当該変動を理由として異議を申し立てないことを、あらかじめ承諾するものとします。
- (3)お客様は、当社が商品の全部又は一部の取扱いを終了したとき、収納代行会社が収納代行業務を終了したとき等、本約款中の取引の全部又は一部が行われなくなったときは、これを承諾し、当社又は収納代行会社に異議を申し立てないものとします。
- (4)お客様は、本約款に定めのない事項については、投資信託積立取引取扱規定その他当社の定める約款・規定に従っていただくものとします。

#### 第11条（約款の変更）

この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、当社又は収納代行会社の事情等により改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上  
(平成20年12月)

# 私設取引システム取引（マネックスナイター）説明書

マネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する私設取引システムにおける取引（以下「夜間取引」といいます。）は、日本証券業協会の定める「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等に従って行われます。夜間取引の仕組みは次のとおりです（詳細は別紙をご覧ください）。

## 1. 取引所金融商品市場内取引との相違

取引所金融商品市場内取引（以下「市場内取引」といいます。）は、取引所において価格優先、時間優先の原則に従った競争売買その他の方法により取引が行われるのに対して、夜間取引は取引所金融商品市場外取引であり、取引所を通さず、当社が運営する私設取引システムにより取引が行われます。したがって、夜間取引は、市場内取引における個別競争売買等という概念がなく、権利・配当落ちの場合等、必ずしも取引所における最良気配（直近の最も安い売り気配と最も高い買い気配）の範囲で取引されるものではありません。具体的な売買価格の決定方法は下記4及び別紙をご覧ください。

## 2. 夜間取引を行う際の注意点

- (1)夜間取引は、お客様より夜間取引を行う旨のお申出があったときのみに行うものとします。したがって、お客様より特に夜間取引を行う旨のお申出がなかった場合は、市場内取引にて執行いたします。
- (2)夜間取引は、当社を相手方として仕切売買形式にて取引を行うものとします。ただし、当社では売り注文と買い注文の双方が発注された都度、売り又は買いの一方の少ない方の株数全部について売買を成立させますので、売り注文又は買い注文の一方のみが夜間取引システムに発注されているときには取引は成立しません。なお、取引所金融商品市場外で成立させる委託売買には媒介、取次ぎ又は代理による売買の方法がありますが、当社をご利用のお客様が夜間取引を行う場合はこれらのいずれにも該当しません。また、当社以外の証券会社（以下「取引証券会社」といいます。）をご利用のお客様が夜間取引を行う場合は、当社が運営する私設取引システムへの取引証券会社による取次ぎによる売買の方法となります。

## 3. 夜間取引の対象

国内の金融商品取引所に上場されている株式等のうち当社が指定した銘柄とします。

## 4. 売買価格の決定方法

夜間取引は、取引所における立会時間外に、当社の提示価格にて行います。当該提示価格は、お客様に合意いただく所定の取引所における直前の最終値段とすることを原則としますが、以下に掲げる場合は当社が決定した価格とします。

### (1)権利・配当落ち等がある場合

権利・配当落ち等がある場合は、市場内取引大引け後に取引所が調整し、公表した価格となります。また、公表された価格が夜間取引開始後に修正された場合でも、夜間取引の取引価格は修正いたしません。

### (2)特別売買の場合

特定の銘柄について、特定のお客様（\*）から当社が定める期限までに当社所定の方法により当社宛に夜間取引における特別価格による売買（以下「特別売買」）の要望のお申出があった場合には、当日の取引所金融商品市場における需給その他の市場動向等を総合的に勘案のうえ、金融商品取引所における当日の最終値段の上下7%の範囲内で当社が決定した価格とします。最終値段以外の売買価格が設定された銘柄については、当社ホームページ上等でその旨明示いたします。

(\*)「特別売買」の要望のお申出は、当社所定の条件を満たしたお客様のみが行うことができます。

(3)その他の場合

取引所金融商品市場においてストップ高又はストップ安となった銘柄について、夜間取引においても需給が偏り約定が成立しにくい可能性が高いと当社が判断した場合には、当日の取引所金融商品市場における需給その他の市場動向等を総合的に勘案のうえ、金融商品取引所における当日の最終値段の上下7%の範囲内で当社が決定した価格とします。この場合の売買価格は、ストップ高の銘柄については金融商品取引所における当日の最終値段より高く、ストップ安の銘柄については当該最終値段より安く設定することを、原則とします。最終値段以外の売買価格が設定された銘柄については、当社ホームページ上等でその旨明示いたします。

5. 注文・約定・決済に至るまでの取引ルール

別紙記載のとおりです。

6. 手数料

手数料は、当社をご利用のお客様は当社の、取引証券会社をご利用のお客様は取引証券会社の、それぞれ所定の手数を頂戴します。

7. 税金

市場内取引に対する課税基準と同一です。

8. その他

その他の事項については、関係法令及び受託契約準則等の取引所規則等に準ずることとします。なお、夜間取引の内容については、当社が必要と判断した場合には改訂されることがあります。

別紙

項目	内容
1. 売買取引	
(1)取扱銘柄	金融商品取引所上場銘柄のうち、当社が指定した銘柄とします。
(2)注文受付時間	注文受付時間は、原則として、営業日の17:30から23:59までとします。
(3)約定日	注文日の翌営業日が約定日となります。
(4)注文方法	(1)注文は指し値（金融商品取引所における最終値段）のみとし、成行注文は受注しません。 (2)注文の優先順位は、受注時刻が早いものが第1位となります。 (3)当社をご利用のお客様は、決済不履行をなくするために、注文は全て前受制とし、売付株数又は買付可能金額がお客様の証券総合取引口座に不足している場合は注文できません。ただし、お客様が適格機関投資家に該当する場合は、別途当社が定める方法に従うものとします。取引証券会社をご利用のお客様は、取引証券会社が定める制限に従うものとします。 (4)注文の有効期限は当日限りといたします。
(5)約定方法	当社が相手方となってお客様の注文（取引証券会社をご利用のお客様が取引証券会社へ取次ぎを委託した注文を含みます。）の約定を行います。その際は売り注文と買い注文の双方が発注された都度、売り又は買いの一方の少ない方の株数全部について売買

	を成立させます。 したがって、売り注文又は買い注文の一方のみが、当社が運営する私設取引システムに発注されているときには取引は成立しません。
(6) 売買単位	発行会社が定めた1単元の株式等の数とします。ただし、単元株制度の適用を受けない株式等については1株となります。
(7) 売買値段	発注値段は、売り注文・買い注文ともに金融商品取引所における当日の最終値段とすることを原則としますが、当社所定の要件を満たす銘柄については当日の最終値段を基準として上下7%の範囲内で当社が決定した価格とします。(ただし、権利・配当落ち銘柄は、この限りではありません。) また、公表された価格が夜間取引開始後に修正された場合でも、夜間取引の取引価格は修正いたしません。
(8) 信用取引	当社においては、夜間取引の信用取引は、行いません。ただし、取引証券会社に別途定めがある場合はこれに従います。
2. 売買の停止又は制限	
(1) 停止又は制限の理由	次に該当する場合、当社は売買取引を停止又は制限することがあります。 ① 当社の取引システムの全部又は一部が停止し、円滑な業務運営に支障をきたすと当社が判断した場合。 ② 日本証券業協会が、取引所金融商品市場外取引を停止した場合。 ③ その他当社が取引を停止又は制限すべきと判断した場合。
(2) 注文の取扱い	前項の規定により当社が売買停止措置を実施した場合、お客様の注文は、次のとおり取り扱います。 ・ 売買停止措置を実施する時点で、取引が成立していない場合 注文はそのまま有効となり、同時に発注いたしております執行条件付注文(「ナイター成らずば翌日取引所成行」、「ナイター成らずば翌日取引所指値」)は翌営業日に発注されます。 注文を取り消したい場合には、お客様ご自身で取り消していただく必要がございます。 ・ 売買停止措置を実施する時点で、すでに取引が成立している場合 前項第1号及び第3号により当社の判断により売買停止措置を実施した場合には「取引成立」(約定)とします。以降のお取消しはお受けできません。 前項第2号により協会の停止に基づき売買停止措置を実施した場合には、協会から取引成立を認める連絡がない限り、取消処理を行います。
(3) 停止後の対応	第1項の規定により当社が売買停止措置を実施した場合、当日中の売買再開はいたしません。
3. 取引通知	取引成立後、ただちに売り方、買い方の双方のホー

<p>4. 取引報告書</p>	<p>ムページに取引内容を通知します。ただし、取引証券会社に別途定めがある場合はこれに従います。</p> <p>取引報告書は、当社をご利用のお客様については、約定日の翌営業日に郵送されます。取引証券会社をご利用のお客様については、取引証券会社の定めに従います。</p> <p>ただし、お客様が、当社又は取引証券会社に対して、取引報告書の電子的交付に同意されている場合は、郵送による交付に代えて電子的交付による場合があります。</p>
<p>5. 受渡</p> <p>(1) 決済日</p>	<p>約定日を起算日として4営業日目を決済日とします。</p> <p>なお、上記の日数計算においては休業日を除きます。</p>
<p>(2) 株式等の受渡</p>	<p>当社をご利用のお客様は、受渡日に証券保管振替機構の当社口座内で、お客様の口座の振替え（売り手口座から買い手口座へ）により行います。取引証券会社をご利用のお客様については、取引証券会社の定めに従います。</p>
<p>(3) 代金の決済</p>	<p>当社をご利用のお客様は、受渡日に、当社勘定を経由して、買い手口座から売り手口座へ支払われます。取引証券会社をご利用のお客様については、取引証券会社の定めに従います。</p>
<p>6. 取扱手数料</p>	<p>お客様が夜間取引を利用して取引注文を行い、約定した場合、当社所定の手数料をいただきます。取引証券会社をご利用のお客様については、取引証券会社の定めに従います。</p>

以上  
(平成21年11月)

# カード利用規定

## 第1条（規定の趣旨）

この規定は、マネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）が発行するマネックスカード（クレジットカードとの一体型カードである場合があります。以下「カード」といいます。）の利用について、お客様と当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

## 第2条（カードの利用）

お客様は、当社のカードを利用可能な現金自動入金機（利用可能な現金自動入金機については当社ウェブサイトでご確認いただけます。以下「ATM」といいます。）において、カード確認のうえ入力された暗証番号がお届出の暗証番号と一致した場合に、カードを用いて証券総合取引口座の入出金を行うため、当該ATMを利用することができます。

ただし、ATMの種類によっては、ご利用いただけるサービスの一部がご利用いただけない場合があります。また、当社はお客様に通知することなくATMでのサービス内容を変更することがあります。なお、クレジット機能のご利用については、クレジットカード会社が別に定めるカード規約に従うものとします。

## 第3条（ATM利用手数料）

ATMを利用して入金する場合には、ATMの利用に関する手数料（以下「ATM利用手数料」といいます。）をいただく場合があります。

## 第4条（取扱要領）

- (1)ATMにより現金を入金するときは、カードと現金を挿入し、操作画面の案内に従って操作してください。ただし、ATMでの入金は当社が定めた券種・枚数及び金額の範囲内とします。
- (2)ATMにより現金を引出すときは、カードを挿入し、操作画面の案内に従って操作してください。ただし、ATMでの出金は当社が定めた金額の範囲内とします。

## 第5条（カードの紛失等・届出事項の変更）

- (1)カードを紛失した場合、盗難された場合又は氏名、暗証番号、その他の届出事項を変更するときは、お客様ご自身がその旨を所定の手続により速やかに当社にお届けください。また、クレジットカードとの一体型のカードの場合は、クレジットカードの発行会社にも速やかに届けください。
- (2)カードを紛失した場合のカードの再発行は、当社が定める所定の手続に従って行います。この場合、当社所定の再発行手数料をいただくことがあります。また、再発行にあたっては、相当の期間をおき、さらに保証人を求めることがあります。

## 第6条（カード・暗証番号の管理等）

- (1)当社は、カードの電磁的記録によって、ATMの操作の際に使用されたカードを当社が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して、現金の支払を行います。
- (2)カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。
- (3)暗証番号は、生年月日、電話番号等、他人に推測されやすいものは使用しないでください。
- (4)カードが紛失、盗難、偽造等により他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、速やかにお客様ご自身がその旨を当社に通知してください。この通知を受けたときは、当社は直ちにカードによる出金停止の措置を講じます。

## 第7条（偽造カードによる出金等）

- (1)偽造又は変造カードによる出金については、当該出金がおお客様の故意によること、又は当該出金について当社が善意かつ無過失であってお客様に重大な

過失があることを当社が証明した場合を除き、お客様は当社に対して当該出金された金銭（手数料を含みます。）の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- (2)この場合、お客様は、当社所定の書類を提出し、カード及び暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当社の調査に協力するものとします。

#### 第8条（盗難カードによる出金等）

- (1)カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金については、次の各号のすべてに該当する場合、お客様は当社に対して当該出金された金銭（手数料を含みます。）の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- ①カードの盗難に気づいてから速やかに当社への通知が行われていること
- ②当社の調査に対し、お客様より遅滞なく、当該盗難に至った事情その他の当該盗難に関する状況について十分な説明が行われていること
- ③警察署に当該盗難に係る届出を提出していること、その他の当該盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを、当社に対し示していること

- (2)前項の請求がなされた場合、当該出金がおお客様の故意によること、又は当該出金が盗難カードを用いて行われた不正なものでないことを当社が証明したときを除き、当社は、当社へ通知が行われた日の30日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降に出金された金銭（手数料を含みます。）の額に相当する金額（以下「補償対象金額」といいます。）を当社が定める方法により補償するものとします。

ただし、当該出金が盗難カードを用いて不正に行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、お客様に過失があることを当社が証明した場合には、当社は補償対象金額の4分の3に相当する金額を補償するものとします。

- (3)前2項の規定は、第1項にかかる当社への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カードを用いて行われた不正な出金が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4)第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補償責任を負いません。

- ①当該出金が盗難カードを用いて不正に行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
  - A 当該出金につきお客様に重大な過失があることを当社が証明したこと
  - B 当該出金がおお客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人又は家事使用人によって行われたこと
  - C お客様が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ又はこれに付随してカードが盗難にあったこと

#### 第8条の2（損害賠償等がされた場合等の調整）

第7条又は前条第2項の規定に基づく補償を請求することができることとされるお客様に対し、次のいずれかに掲げる請求権の全部又は一部に係る支払がされた場合においては、当社は、その支払の金額の限度で当該お客様に対して補償を行う義務を免れるものとします。ただし、前条第2項ただし書の規定の適用がある場合にあっては、当社は、当該支払の金額を控除した金額を超えるときに限り、当該超える金額の限度で当該預貯金者に対して補償を行う義務を免れるものとします。

- ①偽造カード又は盗難カードを用いて行われた不正なATM出金が弁済の効力を有しない場合に当該お客様が当社に対して有する当該ATM引出しに係る顧客資産の返還請求権
  - ②偽造カード又は盗難カードを用いて行われた不正なATM出金が弁済の効力を有する場合に当該お客様が当該ATM引出しを受けた者その他の第三者に対して有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権
- (2)第7条又は前条第2項の規定による補償を受けたお客様は、当該補償を受けた金額の限度において、前項第1号に掲げる請求権に係る支払の請求を行うことはできません。
- (3)第7条又は前条第2項の規定により当社がお客様に対し補償を行った場合、当社は、当該補償を行った金額の限度において、当該お客様の有する第1項第2号に掲げる請求権を取得するものとします。

#### 第9条 (ATMへの誤入力等)

ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当社は責任を負いません。なお、提携先のATMを使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

#### 第10条 (解約等)

- (1)証券総合取引約款第29条の規定に基づき当社証券総合取引口座が解約される場合、又はお客様がカードの利用を取りやめられる場合には、お客様の責任のもとに、カードをはさみ等で切断のうえ廃棄していただきます。
- (2)お客様の当社との全ての取引が終了し、かつ当社が定める一定期間が経過した場合には、カードの利用ができなくなることがあります。
- (3)カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求があり次第直ちにカードを当社に返却又はお客様の責任のもとに、カードをはさみ等で切断のうえ廃棄していただきます。
- (4)カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合には、カードの利用ができなくなることがあります。
- (5)前4項に定める場合のほか、当社がやむを得ないと判断した場合、カードの新規のご利用又はご利用の継続をお断りする場合があります。

#### 第11条 (譲渡・質入等の禁止)

カードは当社がお客様に貸与しているものであり、カードを第三者に譲渡、質入又は貸与することはできません。

#### 第12条 (約款等の適用)

この規定に定めのない事項については、当社の「証券総合取引約款」、その他の当社約款・規定に従うものとします。

#### 第13条 (本規定の改訂)

この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示その他当社が必要と認める場合に、改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限する又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、規定の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上  
(平成21年10月)

# 収納代行取引取扱規定

## 第1条（規定の趣旨）

この規定は、お客様が支払うクレジットカードの利用代金等について、お客様からの預り金又はお客様と当社が契約する証券総合取引口座の累投口のうち当社が定めるものを自動換金した資金により、当社がお客様に代って収納する取引の取扱（以下「本取引」といいます。）に関するお客様と当社との取決めです。

## 第2条（申込方法）

- (1)お客様は証券総合取引口座申込書のほか、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印（お届印によります。）し、これを当社に提出することにより、本取引を申込みのとし、当社が承諾した場合に限り取引を開始することができるものとします。
- (2)この規定によるお申込は、当社と契約を締結した収納代行委託機関に限り取扱うものとします。
- (3)信用取引、先物・オプションおよびその他当社の定める商品のお取引をされるお客様は、本取引を利用できません。

## 第3条（対象累投口）

この規定に基づき自動換金を行う対象累投口は、MRF累投口その他当社が定めるものとします。なお、返還価額等については、当該累投口の累積投資約款の規定に従うものとします。

## 第4条（自動換金）

- (1)当社は、収納代行委託機関からの通知があった場合に、お客様の収納代行委託機関での利用代金等について、お客様から前条に定める累投口の換金（累投口の解約申込から換金までの間の当社からの当該MRF又は当社の定める累投口を担保とした貸付を含む。以下同じ。）の申込があったものとし、特にお客様からのお申出のない限り、収納代行委託機関への送金を取纏める毎月一定の日に必要に応じて当該累投口の換金を行います。ただし、お客様からの預り金と当該累投口の換金可能額の合計額が、送金を必要とする金額（以下「送金必要額」といいます。）に満たない場合は、換金を行いません。
- (2)前項の処理において自動換金が行えなかった場合には、当社が認めたときに限り金銭等により受付けることができます。金銭等による受付ができない場合は、お客様が直接収納代行委託機関へお支払いください。

## 第5条（送金）

当社は前条の処理により換金を行った、又は金銭等により受付けた送金必要額について、他の申込者の送金必要額と取纏めたうえで収納代行委託機関へ送金します。

## 第6条（取引の解約）

この規定に定める収納代行取引については、次の場合に解約されるものとします。

- ①お客様から取引の解約のお申出があったとき。
- ②連続して送金が行えない等、当社又は収納代行委託機関が取引の継続を望ましくないと判断し、当社が解約を申出たとき。
- ③お客様が、第2条第3項に定める取引を利用することとなったとき。
- ④第10条に定めるこの規定の改訂にお客様が同意しないとき。
- ⑤その他やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき。

## 第7条（申込事項等の変更）

- (1)改名・改称、移転及びお届印の変更など届出事項等に変更があったときは、お客様は所定の手続によって遅滞なくその内容を当社へ届け出るものとしま

す。

(2)前項の場合、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認められる書類等をご提出いただくことがあります。

(3)当社はお届出のあった事項について、収納代行委託機関へ通知をすることがあります。

#### **第8条（その他）**

(1)収納代行委託機関等の事情により、送金額の全部又は一部の返金があるときは、当社が代ってこれを受領し、当社のお客様口座へ入金します。

(2)この規定の定めに従って当社が送金を行ったときは、その都度の出金請求受領書等の提出は不要とするものとします。

#### **第9条（免責事項）**

当社は次の各号に定める場合を含め、当社に故意又は重過失なくお客様又は第三者に生じた損害については、その責を負いません。

①お客様の届出事項に変更があった場合で、その変更の届出が遅滞なく行われなかったとき。

②天災地変等の不可抗力、その他当社に故意又は重過失のない事情により、この規定に基づく処理に遅延や誤謬等が生じたとき。

#### **第10条（この規定の改訂）**

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示又は金融商品取引所並びに日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に、改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、規定の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上

（平成20年9月）

# 特定口座約款

## 第1条（約款の趣旨等）

(1)この約款は、租税特別措置法第37条の11の3の規定により、お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡または特定口座において処理した信用取引等による上場株式等の譲渡もしくは当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるためにマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設される特定口座に係る振替口座簿への記載又は記録、特定口座における上場株式等の保管の委託および信用取引等に係る上場株式等の譲渡について、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号および第3号に規定する要件および当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

当社は、この約款に従って上場株式等保管委託契約および上場株式等信用取引等契約をお客様と締結いたします。

(2)この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- ①特定口座 租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座をいいます。
- ②上場株式等 租税特別措置法第37条の11第1項に定める上場株式等をいいます。
- ③特定口座内保管上場株式等 租税特別措置法第37条の11の3第1項に定める特定口座内保管上場株式等をいいます。
- ④信用取引等 租税特別措置法第37条の11の3第2項に定める信用取引等をいいます。
- ⑤上場株式等保管委託契約 租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に定める上場株式等保管委託契約をいいます。
- ⑥上場株式等信用取引等契約 租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号に定める上場株式等信用取引等契約をいいます。
- ⑦特定保管勘定 租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に定める特定保管勘定をいいます。
- ⑧特定信用取引等勘定 租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号に定める特定信用取引等勘定をいいます。
- ⑨金融商品取引業者等 租税特別措置法第37条の11の3第3項1号に定める金融商品取引業者等をいいます。

## 第2条（特定口座の申込方法）

(1)お客様が当社に特定口座の設定を申込みされる際には、あらかじめ、当社に対し、租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座開設届出書を提出していただきます。その際、お客様は住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を提出し、ご氏名、生年月日およびご住所等につき確認を受けていただくことになります。

(2)お客様は、前項の申込の際には、特定保管勘定および特定信用取引等勘定をあわせて設定していただくことになります。

(3)お客様が特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡または特定口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済（以下「特定口座内保管上場株式等の譲渡等」といいます。）による所得について源泉徴収を希望される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに当社に対し、租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡等に

については、お客様からその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までにとくにお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものといいたします。

### 第3条（特定保管勘定における保管の委託）

お客様の特定口座に係る上場株式等の保管の委託は特定保管勘定において行います。

### 第4条（特定信用取引等勘定における処理）

信用取引等による上場株式等の譲渡または当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡については、特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行います。なお、当該勘定においては、特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引等に関する事項のみ処理いたします。

### 第5条（特定口座を通じた取引）

- (1) 特定口座を開設されたお客様が当社との間で行う上場株式等の取引（信用取引等を含むものとし、特定口座から払出しをした上場株式等の取引等を除きます。）に関しては、お客様からとくにお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行うものといいたします。
- (2) 特定口座内保管上場株式等が株式等証券投資信託の受益権である場合、当該受益権の換金が解約または償還によりなされるときは、租税特別措置法第37条の10第4項の規定により譲渡とみなされる部分を除き、特定口座を通じた取引としては処理されません。

### 第6条（所得金額等の計算）

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）および同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）ならびにその関係政省令に基づき行われます。

### 第7条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

当社はお客様の特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

- ① お客様が第2条に定める特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等または当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れる上場株式等
- ② 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等の全部または一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受け入れる上場株式等
- ③ お客様が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当社または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続きに係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該特定口座に保管の委託がされている上場株式等で、移管により、当社の当該お客様の特定口座に受け入れる上場株式等
- ④ 前各号に掲げるもののほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項各号に定める上場株式等

### 第8条（譲渡の方法）

お客様は、特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、租税特別措置法第37条の11第1項各号に定める方法のいずれかにより行うものといいたします。なお、上場株式等の譲渡には、租税特別措置法第37条の10第3項の規定により譲渡とみなされる場合を含みます。

## 第9条（特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等に関する租税特別措置法及び関係政省令に定めるところにより計算した金額、取得の日および当該取得日に係る数等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

## 第10条（特定口座内保管上場株式等の移管）

お客様が、当社以外の金融商品取引業者等（以下この条において「移管元の金融商品取引業者等」といいます。）に開設されている特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を当社に開設されている特定口座に第7条（特定口座に受入れられる上場株式等の範囲）第2号に規定する移管をされる場合には、当社は租税特別措置法及び関係政省令に定めるところにより当該移管を行うものとしたします。その際、お客様には移管元の金融商品取引業者等に対し、特定口座内保管上場株式等移管依頼書等を提出していただくものとしたします。

## 第11条（贈与、相続または遺贈による特定口座への移管による受入れ）

お客様の贈与者、被相続人または包括遺贈者が当社または当社以外の金融商品取引業者等に開設されていた特定口座（以下この条において「相続等口座」といいます。）に係る特定口座内保管上場株式等（以下この条において「相続上場株式等」といいます。）につき、お客様が当社に開設されている特定口座に第7条（特定口座に受入れられる上場株式等の範囲）第3号に規定する上場株式等の移管による受入れをされる場合には、当社は租税特別措置法及び関係政省令に定めるところにより当該移管による受入れを行うものとしたします。その際、お客様には相続等口座が開設されている当社または他の金融商品取引業者等に対し、相続上場株式等移管依頼書等を提出していただくものとしたします。

## 第12条（特定口座内保管上場株式の株券貸借取引）

- (1)お客様は、当社が別に定める最新の契約条件に同意する場合は、特定口座内保管上場株式を当社に貸出すことができるものとします。
- (2)お客様が、特定口座内保管上場株式を当社に貸出す場合には、お客様の特定口座から株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録する方法により当社の自己口に振り替えるものとします。
- (3)当社が、お客様より借入れた特定口座内保管上場株式と同種、同等、同量の株券をお客様の特定口座に返還する場合には、そのすべてを当社の自己口から株式等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録する方法により行うものとします。

## 第13条（特定口座年間取引報告書の送付）

- (1)当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、その年中にお客様が当社の特定口座において取引された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額または差益の金額その他所定の事項を記載した特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。
- (2)第17条（特定口座の廃止）によりこの契約が解約されたとき（同条第4号に該当し解約されたときを除きます。）は、当社は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。
- (3)前各項に規定する報告書については、書面による交付に代えて電子情報処理組織を使用する方法により提供することがあります。

## 第14条（地方税の特別徴収）

お客様が特定口座源泉徴収選択届出書を提出された場合は、地方税法に規定する株式等譲渡所得割は、当社が同法に規定する特別徴収の方法によって徴収いたします。

## 第15条（届出事項の変更）

第2条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客様のご氏名またはご住所に変更があったときは、租税特別措置法施行令第25条の10の4の規定によりお客様は、遅滞なくその旨を記載した特定口座異動届出書を当社に提出していただきます。その際、お客様は住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を提出し、確認を受けていただくものといたします。

## 第16条（特定保管勘定または特定信用取引等勘定の廃止）

お客様は、特定口座に設定されている特定保管勘定または特定信用取引等勘定のいずれか一方のみを廃止することはできないものといたします。

## 第17条（特定口座の廃止）

この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客様の特定口座は廃止されるものといたします。

- ①お客様から解約のお申出があった場合。この場合、お客様には租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項の規定に基づき特定口座廃止届出書を当社に提出していただきます。
- ②お客様が、海外転勤等により出国（所得税法第2条第1項第42項に規定する出国をいいます。）され、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合。この場合、お客様から当社に、租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に基づき、租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書が提出されたものとみなされ、同条第2項の規定が適用されます。
- ③やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合
- ④この約款の変更にお客様が同意されない場合
- ⑤お客様の特定口座において特定口座内保管上場株式等および決済が終了していない信用取引等を有しないこととなった日から2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、当該特定口座に係る振替口座簿への上場株式等の記載若しくは記録若しくは当該特定口座への上場株式等の保管の委託または上場株式等の信用取引等が行われなかった場合。この場合、租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項の規定により、その翌年1月1日に特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。
- ⑥租税特別措置法施行令第25条の10の8の規定に基づき特定口座開設者死亡届出書が提出され、相続または遺贈の手続きが完了した場合

## 第18条（特定口座を通じた取引）

当社に特定口座を設定したお客様が当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申出がない限り、すべて特定口座を通じ行います。

## 第19条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、地方税法、関係政省令・諸規則等および当社の定めに従って、取り扱うものといたします。

## 第20条（免責事項）

お客様が第15条の変更手続を怠ったことその他の当社の責に帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当社はその責を負わないものといたします。

## 第21条（約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示又は金融商品取引所並びに日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に、改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。

## 第22条（合意管轄）

お客様と当社の間この契約に関する訴訟については、当社の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所といたします。

# 附 則

1. 平成17年4月1日から平成21年5月31日までの間、当社に特定口座を開設されているお客様には、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第11条およびその関連省令の規定が適用されるものとします。

以上  
(平成21年3月)

# 特定管理口座約款

## 第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様がマネックス証券株式会社（以下、「当社」という。）に設定する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」という。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

## 第2条（特定管理口座の開設）

当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申込むに当たっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。

## 第3条（特定管理口座における保管の委託）

当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式が上場株式等に該当しないこととなった場合の保管の委託は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

## 第4条（譲渡の方法）

- (1)特定管理口座において保管の委託がされている特定管理株式の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。
- (2)前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、特定管理株式の売委託の注文または当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。
- (3)前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式を譲渡される前に、当該特定管理株式を特定管理口座から払い出すことといたします。

## 第5条（特定管理株式の譲渡、払出しに関する通知）

特定管理口座において特定管理株式の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

## 第6条（特定管理株式の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

特定管理口座で管理している特定管理株式の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式の銘柄、価値喪失株式に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

## 第7条（契約の解除）

- (1)次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。
  - ①お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
  - ②租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとみなされたとき
  - ③お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
  - ④お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
- (2)前項の規定にかかわらず、前項第1号又は第2号の事由が生じたときに、当

社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式の保管の委託がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

#### 第8条（合意管轄）

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所といたします。

#### 第9条（約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示又は金融商品取引所並びに日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に、改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、約款の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上  
(平成19年9月)

# 法人口座取扱規定

## 第1条（規定の趣旨）

この規定は、法人のお客様が（以下「お客様」といいます。）マネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）に設定申込された取引口座（以下「本口座」といいます。）で行われるインターネットまたは電話利用の取引、およびそれに付随する業務の取扱いに関し、お客様と当社の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです

## 第2条（申込方法）

お客様は、この規定のほか、「証券総合取引約款」その他の当社の定める約款・規定にしたがい口座開設申込および取引等を行うものとします。

## 第3条（規定の例外）

(1)この規定と証券総合取引約款との間に抵触する規定がある場合は、この規定が優先するものとします。

(2)お客様は、証券総合取引約款に定める次の事項については利用できないこととします。

①第2条第2項第8号に規定する「MRF取引約款」に基づく申込およびその取扱い

②第21条に規定する「キャッシング」

## 第4条（取引責任者等）

(1)お客様は、当社の口座開設を申込み場合には、取引および取引に付随する行為について法人代表者により代理権を付与されたご担当者（以下「取引責任者」といいます。）を当社に届け出るものとします。

(2)取引責任者は法人の役員又は従業員である自然人1名とします。ただし、法人代表者自身を取引責任者として選任することもできます。

(3)お客様は、第1項の届出に際し、商業登記簿謄本、法人の印鑑証明書、取引責任者の住民票、印鑑証明書、戸籍謄本その他の当社が定める確認書類を提出するものとします。

(4)お客様の行う取引注文等は、全て代理人である取引責任者が行うものとします。

(5)お客様は、当社が定める方法により、当社がお客様に対して発行したログインID、口座番号、お客様の指定したログインパスワード（当初のログインパスワードは当社が指定のうえ発行します。）および暗証番号（以下、これらを「認証番号」といいます。）を取引責任者以外の第三者への開示または貸与により本口座を利用させることはできません。

(6)お客様は、認証番号を取引責任者以外の第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

(7)当社が認証番号の一致を確認した場合は、取引注文等は口座名義人であるお客様によってなされたものとします。

## 第5条（届出事項の変更）

(1)お客様は、本口座開設後、改名・改称、移転、ならびに代表者、取引責任者および届出印の変更など、届出事項等につき変更があるときは、遅滞なくその内容を当社へ届け出るものとします。

(2)前項の場合、当社は所定の手続きとして、お客様から商業登記簿謄本、法人の印鑑証明書、取引責任者の住民票、印鑑証明書、戸籍抄本その他必要な書類を提出するものとします。

## 第6条（解約）

当社は、お客様が証券総合取引約款第29条第1項に定めるほか、次の各号のいずれかに該当した場合、本口座を解約できるものとします。

- ①破産手続開始、特別清算開始、会社整理開始、再生手続開始、会社更生手続開始の申立があったとき
- ②解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
- ③差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受けた場合
- ④支払を停止したとき
- ⑤手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ⑥前各号のほか、お客様の財産状態が悪化し、その信用状態に著しい変化が生じたとき

#### 第7条（規定の変更）

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示または金融商品取引所並びに日本証券業協会が定める諸規則の変更その他当社が必要と認める場合に、改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改訂事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、お客様において所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、改訂にご同意いただいたものとして取扱うものとします。

以上  
(平成21年3月)

# お客様に交付する書面等の電磁的方法による交付に係る取扱規定

本規定は、当社が、第2条で規定する書面（以下「対象書面」といいます。）の交付に代えて、対象書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を電子情報処理組織（当社の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下も同様とします。）を使用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）のうち、第1条で規定する電子交付によりお客様に提供する場合における交付方法等について定めるものです。お客様が電子交付及び本規定を承諾した場合、本規定と同内容の合意が当社とお客様の間に成立するものとします。

## 第1条（電子交付）

電子交付とは、電磁的方法を用いた対象書面の記載事項のお客様への提供のうち、当社のホームページ上のお客様ページ（ログインID、パスワード入力後に掲載されるお客様の特定のページをいいます。以下も同様とします。）に記載事項を記録し、お客様による閲覧を可能とすることを以て書面交付に代える交付方法をいいます。お客様が、電子交付及び本規定を承諾された場合、お客様は、お客様ページで対象書面の記載事項を閲覧することができます。

2 前項の定めにかかわらず、お客様の使用に係るコンピューター、電気通信回線の故障その他やむをえない事情がある場合は、お客様の申出により、電子メール又はファックス送信により対象書面を交付するものとします。ただし、ファックス送信による交付の場合、お客様への電話確認等により受信確認ができなかったときは、交付がなかったものとします。

## 第2条（対象書面）

対象書面とは、電子交付の対象となる書面のうち、次の各号に掲げるものとします。

- ①取引報告書
- ②取引残高報告書
- ③目論見書
- ④運用報告書
- ⑤契約締結前交付書面
- ⑥上場有価証券等書面
- ⑦特定口座年間取引報告書
- ⑧その他当社が定め、当社ホームページ上に掲げるもの

## 第3条（電子交付の承諾）

お客様が電子交付を希望される場合は、証券総合取引口座開設時または当社ホームページ上のお客様ページで、本規定の内容を承諾いただいたうえで、電子交付を承諾いただきます。なお、これらの承諾は、当初は対象書面について「一括して」行っていただきます。ただし、お客様は、第11条の規定により、対象書面のうちの一部の書面について、電子交付ではなく、書面交付を受けることができます。

## 第4条（当社の都合による対象書面の書面交付）

お客様が電子交付を承諾された後でも、当社の都合により、対象書面を電子交付によらず、書面で交付させていただく場合があります。その場合、電子交付は行われません。

## 第5条（対象書面の閲覧方法）

第1条に定める電子交付のうち、対象書面の記載事項をPDFファイルでご覧いただく場合には、お客様に、あらかじめ「Acrobat Reader」の最新バージョンを使用することに同意していただきます。「Acrobat Reader」はインターネット

トでダウンロードできます。なお、ご利用いただいている「Acrobat Reader」がバージョンアップ（プログラムの改定）した場合でも、電子交付は継続しますので、バージョンアップしたものをダウンロードしていただきます。

#### 第6条（お客様ページで確認できる事項）

お客様は、お客様ページで対象書面の記載事項を閲覧できるほか、電子交付の申込み状況、対象書面の記載事項の交付履歴を確認できます。

#### 第7条（電子交付の契約適用日および解約適用日）

電子交付による対象書面の記載事項の提供が可能となる日（以下「契約適用日」といいます。）および終了する日（以下「解約適用日」といいます。）は、対象書面ごとに異なります。各対象書面の契約適用日および解約適用日は、当社ホームページ上に表示するところによります。

#### 第8条（電子交付の記録日）

電子交付により対象書面をお客様ページに記録する日（以下「記録日」といいます。）は、対象書面ごとに異なります。各対象書面の記録日は、当社ホームページ上に表示するところによります。

#### 第9条（電子交付期間中の取扱い）

当社は、電子交付のお取扱いをさせていただく期間中は、対象書面の書面による交付は原則行いません。したがって、書面で保管される必要がある場合、お客様ご自身で印刷していただきます。なお、対象書面の記載事項は、お客様ページで5年間、閲覧することができ、印刷することもできます。

#### 第10条（電子交付の内容等の変更）

当社は、契約適用日、解約適用日、記録日など、電子交付の内容その他本規定の内容について、電子交付を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社ホームページ上に掲載または電子メールで通知し、お客様に変更内容を明らかにすることにより、お客様の同意を得ることなく、変更を行うことができます。

#### 第11条（お客様による電子交付の終了）

お客様が電子交付を希望されなくなった場合は、書面やコールセンターへのお電話等によって、対象書面ごとに申し出ていただきます。お客様から終了の申し出があった対象書面については、第7条に定める解約適用日を経過した以降、対象書面を書面交付させていただきます。なお、電子交付により記載事項を提供させていただいた対象書面は、電子交付を終了した場合であっても、さかのぼって書面で交付することはいたしません。

#### 第12条（当社都合による電子交付の終了）

第5条に定める電子交付の方法について、電子交付を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすもしくは支障をきたすおそれがあると思われる変更が行われ又は行われる場合には、当社はおお客様に対し、変更後の方法を含む本規定の改訂版を当社ホームページ上に掲載または電子メールで通知した上で、変更後の方法による再契約を申し出るものとし、当社は既に取り交わされている契約を一括して又は対象書面ごとにお客様の同意を得ることなく解約することができます。ただし、「Acrobat Reader」がバージョンアップ（プログラムの改定）した場合は、第5条にもとづき契約は継続します。

#### 第13条（免責）

法令の変更、監督官庁の指示その他の必要な事態が発生した場合、当社は、一旦電子交付を停止し、対象書面の現物（場合によっては、既に電子交付されたものも含みます。）を書面で交付することがあります。

以上  
(平成21年10月)

# ■個人情報保護に関する基本方針

## 1. 個人情報保護宣言

マネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）は、お客様のご要望に応じた品質の高いサービスを提供するために、お客様からお預かりする情報はじめさまざまな個人情報を利用しています。

ここで、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものことです。

このような個人情報が適正に取り扱われない場合には、個人の権利や利益が保護されないことになるおそれがあるばかりでなく、個人情報の有用性が損なわれることにもなりかねません。

当社は、個人情報を適正に取り扱うことが、お客様をはじめとする個人の権利や利益を保護し、当社及び当社の事業活動に対するお客様や社会の信頼を確保するために重要な責務であることを深く自覚し、ここに当社の個人情報保護に関する考え方及び方針を明らかにし、宣言します。

- (1) 当社は、個人情報保護に関連する法令、諸規則その他の規範を遵守します。
- (2) 当社は、個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱いません（ただし、お客様の同意を得た場合および法令等により例外として取扱われる場合を除く）。当社は、個人情報の利用目的をインターネット上のホームページに常時掲載して公表し、必要に応じて書面、電子メールまたは電話その他の方法により通知します。
- (3) 当社は、お客様の個人情報を正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客様の個人情報の漏えい等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施してまいります。
- (4) 当社は、お客様の個人情報の適正な取扱いを図るため、この保護宣言は適宜見直しを行い、継続的な改善に努めてまいります。
- (5) 当社は、個人データの取扱いを委託する場合には、個人情報を適正に取り扱っていると認められる者を選定し、委託先に対して必要かつ適切な監督を行います。
- (6) 当社は、役職員に対し、教育、研修等を通じてこの宣言を周知徹底し、個人情報保護意識の向上を図るほか、個人データを取り扱わせるに当たり必要かつ適切な監督を行います。
- (7) 当社は、保有個人データについて、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加もしくは削除、利用の停止もしくは消去または第三者への提供の停止を求められたときは、「保有個人データの開示等の求めに応じる手続について」に掲載する方法により受け付けます。
- (8) 当社は、お客様からいただいた個人情報に係るご質問・ご意見等に対し迅速かつ誠実な対応に努めて参ります。ご質問・ご意見は、次の個人情報取扱窓口までお申し出ください。

【マネックス証券株式会社 個人情報取扱窓口】

〒100-6219 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

電話：0120-430-283（コールセンター）

受付時間：営業日の午前8時～午後5時

Eメール：feedback@monex.co.jp

- (9) 当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の証券あっせん・相談センターでは、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

**【苦情・相談窓口】**

日本証券業協会 証券あっせん・相談センター

電話：0120-25-7900 (<http://www.jsda.or.jp/>)

平成17年4月1日公表

平成21年3月2日更新

## 2. 個人情報の利用目的について

当社は、個人情報を当社の事業のため、以下に掲げる利用目的の達成に必要な範囲において取り扱います。

### (1) 当社の事業内容

当社の事業内容は、以下に記載のとおりです。

- ① 有価証券関連業務（有価証券の売買業務、有価証券の売買の取次ぎ業務、有価証券の引受け業務等）及び有価証券関連業務に付随する業務
- ② 保険募集業務、前号に規定するもの以外のデリバティブ取引に関する業務、及びこれらに付随する業務
- ③ その他第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者（以下「第一種金融商品取引業者」といいます。）が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）

### (2) 個人情報の利用目的

- ① 金融その他の投資商品・サービスのご案内・お勧め・ご提供
- ② 当社の関連会社・提携先が取扱う金融その他の投資商品・サービスのご案内・お勧め・ご提供・お取次ぎ
- ③ その他商品・サービスのご案内・お勧め・ご提供
- ④ 当社の関連会社・提携先が取扱うその他商品・サービスのご案内・お勧め・ご提供・お取次ぎ
- ⑤ その他金融商品取引法その他の法律により第一種金融商品取引業者が取扱うことができる商品・サービスのご案内・お勧め・ご提供・お取次ぎ
- ⑥ 上記各号に付随する商品・サービスのご提供
- ⑦ 上記各号に掲げる商品・サービスをご利用いただく際のご本人確認、ご利用にあたっての適合性等の資格確認、その他の各種確認の実施
- ⑧ 当社が広告・宣伝の委託を受けた第三者の商品・サービスのご案内・ウェブサイトのご紹介
- ⑨ 上記各号に掲げる商品・サービスのご利用内容のご報告、その他お客様との事務手続業務の実施
- ⑩ 上記各号の目的のために必要とされる当社の事務手続き業務及び内部管理業務の実施
- ⑪ 上記①～⑥に掲げる商品・サービスの改良及び新商品・サービスの開発
- ⑫ 上記⑪を目的とした各種市場調査の実施及び結果の解析
- ⑬ 当社の株主様の管理業務の実施及び当社の株主様に対する当社及び当社の関連会社の事業活動についてのご報告・ご案内

なお、上記の利用目的にかかわらず、個人のお客様に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報については、金融商品取引業等に関する内閣府令等に基づき、適切な業務の運営の確保その他の必要と認められる目的以外の目的のために利用いたしません。

### 3. 個人データの共同利用について

(1)個人データの共同利用

当社とマネックスグループ株式会社は、内部管理（内部統制・内部監査等）の目的のために二社共同で個人データを利用することがあります。

(2)共同利用の対象となる個人データの項目

氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、所属機関、役職、取引口座番号、取引履歴等の情報

(3)個人データの管理責任者の名称

マネックス証券株式会社

### 4. 保有個人データに関する利用目的 その他の事項について

当社が個人情報取扱事業者として取扱う保有個人データに関する利用目的その他の事項は、次のとおりです。

(1)すべての保有個人データの利用目的は、上記の「個人情報の利用目的について」のとおりです。

(2)保有個人データについて、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加もしくは削除、利用の停止もしくは消去または第三者への提供の停止の求めがあるときは、下記の「保有個人データの開示等の求めに応じる手続について」の方法により、これを受け付けます。

(3)保有個人データの取扱いに関する苦情の申出は、個人情報取扱窓口をお願いします。

**【マネックス証券株式会社 個人情報取扱窓口】**

〒100-6219 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

電話：0120-430-283（コールセンター）

受付時間：営業日の午前8時～午後5時

Eメール：feedback@monex.co.jp

(4)当社が所属する認定個人情報保護団体の名称及び同団体の苦情の解決の申出先は、下記のとおりです。

①認定個人情報保護団体の名称

日本証券業協会

②苦情の解決の申出先

日本証券業協会 証券あっせん・相談センター

電話：0120-25-7900 (<http://www.jsda.or.jp/>)

(5)個人情報の保護に関する基本方針の見直しと改訂

当社は、この基本方針の内容を随時見直し、関係法令等の改正または情報技術環境の変化等の状況に応じて改訂することがあります。改訂後の基本方針はホームページ上に掲載する方法で公表します。

# ■保有個人データの開示等の求めに応じる手続について

保有個人データにより識別されるご本人は、保有個人データに関し、開示等の求めをすることができます。当社は、次の方法により、開示等の求めを受け付けます。

## 1. 開示等の求め

開示等の求めとは、保有個人データに関する次のいずれかの請求をいいます。

- ①利用目的の通知
- ②開示
- ③内容の訂正、追加または削除
- ④利用の停止または消去
- ⑤第三者への提供の停止

## 2. 申出先及び申出の方式

開示等の求めは、当社所定の申請書類をご提出いただくことにより受け付けます。開示等の求めをご希望の場合は、上記1の①から⑤のうちいずれの請求かご指定のうえ、個人情報取扱窓口にお申し出ください。当社所定の申請書類をお送りしますので、開示等の求めの対象となる保有個人データ(氏名、住所、生年月日、口座番号、取引の履歴、預り資産残高等)を特定するほか、所要事項をご記入、ご押印のうえ、所定の本人確認書類等を添えて個人情報取扱窓口宛てにご返送ください。

## 3. 本人確認の方法

開示等の求めに際しては、ご本人について当社所定の本人確認書類をご提出いただけます。開示等の求めを代理人(未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人が委任した任意代理人)によって行う場合には、あわせて代理人の本人確認書類及び当社所定の委任状その他の代理権を確認するための書類もご提出いただけます。

なお、本人確認のため、必要に応じて電話等によりご本人に確認することもあります。

## 4. 手数料

開示等の求めが上記1の①(利用目的の通知)または②(開示)の場合は、その受付に当たり、当社所定の手数料をお支払いいただきます。

## 5. 回答の方法

開示等の求めに対する回答は、原則として書面の交付により行いますが、ご本人または代理人の同意に基づいて電子メール、電話その他の方法により行うこともあります。

代理人による請求の場合には、直接ご本人に対して回答することがあります。

回答までに相当の期間を要する場合や開示等の求めの一部ないし全部について応じられない場合もありますので、ご了承ください。

## 6. 手続の詳細について

申出の方式、本人確認の方法、手数料の額及びお支払方法その他この手続の詳細については、お送りする申請書類をご覧ください。個人情報取扱窓口にお問合せください。

## ■クッキーとウェブビーコンについて

1. 当社ウェブサイトでは、お客様の利便性考慮のため、ご利用のコンピューターにクッキーと呼ばれる情報を送る場合があります。ブラウザの設定を変更することでクッキーの受取りを拒否したり、受け取った時に警告ダイアログを表示させたりすることができますが、クッキーなしではご利用いただけなくなる場合があります。
2. クッキー内にはお客様の氏名、電話番号、Eメールアドレス等の個人を特定する情報は含んでいません。
3. 当社は一部のページにおいてお客様のご利用状況を調査するためにウェブビーコンを使用する場合があります。ウェブビーコンとは目には見えない小さな画像（1×1ピクセルのGIF）をウェブページに埋め込むことで利用状況の情報を収集するための仕組みです。

以上

平成17年4月1日公表

平成21年3月2日更新

# マネックス証券の勧誘方針について

当社は、「金融商品の販売等に関する法律（以下「金融商品販売法」といいます。）」に基づき、「勧誘方針」を公表いたします。

## 1. お客様の意向と実情に適合した勧誘

当社は、お客様の氏名、住所、投資目的、資産の状況、有価証券投資の経験の有無等を記載した「顧客カード」を作成し、お客様の投資経験、投資目的及び資力等を十分に把握し、お客様の意向と実情に適合した勧誘に努めます。

## 2. 勧誘の方法および時間帯

オンライン証券である当社の勧誘は、ホームページ、メールマガジンおよびダイレクトメールなどの媒体を中心として行いますが、午後9時から翌日午前8時の間に、お客様に勧誘のための電話連絡を行うことはいたしません。

## 3. 適切な投資情報の提供

当社は、お客様に適切な投資情報を提供し、お客様ご自身の判断と責任において安心してお取引いただけるよう、また、お客様が当社のホームページ等をご覧いただいた際に、記載内容を適切にご理解いただけるよう、ホームページ等の記載についてはあらかじめ内部管理部門において内容の確認を行います。メールマガジン、ダイレクトメールの記載内容も、同部門で確認します。

## 4. 役員に対する研修

当社は、お客様に対して適切な勧誘が行なわれるよう、役員に対して必要に応じた社内研修を行います。当社の役員は、商品知識の習得、研さんに努めます。また、金融商品仲介業に伴い仲介業者に対しても、当社は、必要に応じた研修を実施します。

## 5. 法令・諸規則の遵守

当社は、投資勧誘に当たっては、常にお客様の信頼の確保を第一義とし、金融商品取引法及び関係法令・諸規則等を遵守します。

お客様が、お取引についてご要望、苦情等がございましたら、何なりとお客様ダイヤルまでご連絡ください。

以上  
(平成19年9月)

# 最良執行方針等

この最良執行方針等は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針および方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、以下の方針に従い執行することに努めます。

## 1. 対象となる有価証券

国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、ETF（上場投資信託受益証券）、REIT（不動産投資信託投資証券）等、金融商品取引法施行令第16条の6第1項第1号イに規定される「上場株券等」

※グリーンシート銘柄である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」については、当社ではお取り扱いしません。

## 2. 最良の取引の条件で執行するための方法

(1)当社は、お客様からいただいた上場株券等に関する注文を、速やかに、国内の取引所金融商品市場に取り次ぐことといたします。取引所金融商品市場の売買立会外に受注した委託注文については、その後、取引所金融商品市場における売買立会の注文の受付が再開された後に取引所金融商品市場に取り次ぐことといたします。ただし、お客様が、PTS（私設取引システム）での執行をご指示する場合は、PTSにおいて執行いたします。

(2)上場している取引所金融商品市場が1箇所である銘柄は、当該取引所金融商品市場へ取り次ぎます。複数の取引所金融商品市場へ上場されている銘柄は、株式会社QUICKの情報端末において証券コードを入力して検索した際に最初に価格情報が表示される取引所金融商品市場（主市場）に取り次ぎます。当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間の売買高を勘案して決定された市場です。ただし、当該市場でその銘柄が整理ポストにある場合、または当社がデータを提供できない場合は、東京（マザーズ含む）、大阪、名古屋（セントレックス含む）、ジャスダック、ヘラクレスの順で、主市場を選定します。これら主市場は、注文画面にあらかじめ選択されますが（株価情報画面から注文画面に遷移した場合は、当該株価情報画面で参照していた取引所金融商品市場が選択されます。）、お客様は、当該注文画面で、ご希望する取引所金融商品市場へと変更することができます。この場合、当社は、お客様からご指示いただいた取引所金融商品市場において執行いたします。

(3)PTSでの執行をご指示いただいた場合、PTSに係る約款等において定める方法で、当社が自己で直接の相手となり売買を行いません。

## 3. 当該方法を選択する理由

取引所金融商品市場は、流動性、約定可能性、取引のスピード等に優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。また、複数の取引所金融商品市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い取引所金融商品市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

## 4. その他

(1)次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

①株式ミニ投資等、取引約款等において執行方法を特定している取引  
当該取引約款等において特定している執行方法

②単元未満株の取引

単元未満株を取扱っている証券会社に取次ぐ方法

なお、端株については、当社では取扱っておりません。

③信用取引の決済注文

新規建てを行った取引所金融商品市場で執行する方法

(2)当社が最良執行を行う場合は受注時の主市場となります。したがって、受注時と執行時の主市場が異なることがあることをご了承ください。

(3)システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針等に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点での最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行可能性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上

(平成19年9月)

# マネックス証券の主な取扱商品の重要事項に関するご説明

「金融商品の販売等に関する法律」により、金融商品販売業者等は金融商品を販売するにあたり、あらかじめ商品毎の重要事項を説明することが義務付けられています。以下のとおり、当社の主な取扱商品の重要事項をご説明いたしますので、充分ご理解いただいたうえで、お取引くださいますようお願いいたします。

※各金融商品のリスクその他詳細な説明等につきましては、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書にてご確認くださいませようお願いいたします。

## 《当社の主な取扱商品の重要事項について》

---

### 株式取引に関する重要事項

■株式（株式ミニ投資含む）は、以下のリスクがあります。

#### 【価格変動リスク】

- ・需給など様々な要因に基づいて株価が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、信用取引においては、差し入れた保証金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれがあります。

#### 【信用リスク】

- ・株式の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等に基づいて株価が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、信用取引においては、差し入れた保証金（当初元本）を上回る損失が生じるおそれがあります。

#### 【為替リスク】

- ・外国（外貨建て）株式については、外国為替相場の変動などによりお受取金額が変動し、外貨建てでは投資元本を割り込んでいなくても、円換算での投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

■株式取引にあたっては、購入対価の他に所定の取引手数料をお支払いいただく必要があります。また、信用取引及び中国株取引、米国株取引にあたっては、取引手数料の他に別途諸費用がかかります。

■信用取引においては、事前に所定の保証金を当社に委託していただく必要があります。また、株価の変動により、必要保証金率（額）を下回った場合には、保証金の追加差し入れが必要となります。

※新規公開株等のお申込み/ご購入の際には「目論見書」で内容をご確認ください。

### 債券取引に関する重要事項

■債券は、以下のリスクがあります。

#### 【価格変動リスク】

- ・途中売却の場合、市場金利の上昇等による債券価格の下落など売却時の債券市況の変動により、購入価格に比べ売却価格が下落し、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、購入価格が額面を越えている場合、償還時に償還差損が発生し、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

### 【信用リスク】

- ・発行者の経営、財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化などにより、元本や利息の支払い能力（信用度）が変化し、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

### 【為替リスク】

- ・外貨建て外国債券は、外国為替相場の変動などによりお受取金額が変動し、外貨建てでは投資元本を割り込んでいなくても、円換算での投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、主要通貨以外の通貨では、大幅に為替レートが変動する場合がありますため、急激な円高により外貨建てでは投資元本を割り込んでいなくても、円換算での債券価値が元本を大きく割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

■債券をお取引される場合には、購入対価がかかりますが、取引手数料はかかりません。ただし、外貨建て外国債券をお取引される場合、所定の為替手数料がかかります（外貨建てMMF、外貨預り金から直接ご購入される場合には、必要ありません）。

■個人向け国債については、本人が死亡した場合などを除き、変動金利型（10年満期）は1年以内、固定金利型（5年満期）は2年以内の中途換金ができません。個人向け国債を中途換金する際、次の計算式により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。

変動金利型10年満期個人向け国債（変動・10年）は直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.8

固定金利型5年満期個人向け国債（固定・5年）は4回分の各利子（税引前）相当額×0.8

■仕組債については、利率変動リスク・償還価格変動リスク・流動性リスク等、仕組債特有のリスクが存在しますので、ご購入の際には目論見書で内容をご確認ください。

---

## 投資信託取引に関する重要事項

■投資信託は、値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は上昇することもあるれば下落することもあります。従って投資元本および分配金の保証された商品ではありません。また、投資信託は商品毎に応じて様々なリスクがあり、以下は一般的なものを示したものにすぎませんので、ご購入の際には「目論見書」で内容をご確認ください。

### 【価額変動リスク】

- ・組み入れた株式、債券および商品等の変動（組入れ商品が外貨建てである場合には通貨価格の変動も受けます。）に基づいて基準価額が下落することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

### 【信用リスク】

- ・組み入れた株式、債券および商品等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等に基づいて基準価額が下落することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

### 【為替リスク】

- ・外貨建て投資信託（外貨建てMMF等）は、外国為替相場の変動などによりお受取金額が変動し、外貨建てでは投資元本を割り込んでいなくても、円換算での投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

※REIT（不動産投資信託）は、組み入れた不動産の価格の値下がりおよび市場での価格の変動等に基づいて基準価額が下落することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

※ETF（上場投資信託）は、連動対象とする指数や指標などの変動等により価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

- 投資信託のお取引にあたっては、購入対価のほかに、投資信託の種類に応じて販売手数料がかかるほか（かからない場合もあります）、信託報酬・信託財産留保額等の諸費用が必要になる場合があります。また、投資信託によっては成功報酬が差し引かれる場合があります。

---

## カバードワラント取引に関する重要事項

- カバードワラントは、以下のリスクがあります。なお、詳しくは、「カバードワラントのリスクに関する説明書」、「契約締結前交付書面」および「外国証券内容説明書」で内容をご確認ください。

### 【価格変動リスク】

- ・カバードワラントの対象となる株式等（原資産）の価格変動の影響等に基づいて価格が下落することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

### 【信用リスク】

- ・カバードワラントの発行者やカバードワラントの対象となる株式等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等に基づいて価格が下落することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

### 【為替リスク】

- ・カバードワラントが外貨建ての場合や原資産の対象銘柄が外貨建ての場合には、外国為替相場の変動などによりお受取金額が変動し、外貨建てでは投資元本を割り込んでいなくても、円換算での投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

### 【流動性リスク（期間リスク）】

- ・カバードワラントの権利を行使できる期間は限定されており、設定されている期間を経過すると、その価値はなくなり、投資元本全額が損失となるおそれがあります。

- カバードワラントのお取引にあたっては、購入対価のほかに、取引金額に応じて所定の取引手数料がかかります。

---

## 外国為替証拠金取引に関する重要事項

- 外国為替証拠金取引は、以下のリスクがあります。

### 【価格変動リスク】

- ・取引対象である通貨の価格（外国為替相場）の変動により、お客様の想定と逆の方向に外国為替相場が変化した場合には、元本欠損が生じるおそれがあり、差し入れた証拠金を上回る損失が生じるおそれがあります。

### 【信用リスク】

- ・外国為替証拠金取引は、当社とお客様との間の相対取引であり、当社はお客様との取引についてカバー取引を行うことから、お客様は当社およびカバー取引先に対する信用リスクを負うこととなります。よって、当社およびカバー

取引先の業務又は財産状況の変化により、元本欠損が生ずるおそれがあり、差し入れた証拠金を上回る損失が生じるおそれがあります。

#### 【金利差調整額に係るリスク】

- ・外国為替証拠金取引では、売却している通貨と買い付けている通貨の金利差調整額(スワップポイント)の受払いが日々発生します。スワップポイントは、取引対象である通貨の市場金利を反映するため、市場金利が変動すれば、スワップポイントも変動します。また、スワップポイントが受取りから支払いに転じることもあり、その場合には損失が生じるおそれがあります。

#### 【流動性リスク】

- ・取引する通貨によっては、市場での売買高が少ないため、売戻し又は買戻しができないなど、意図したとおりの取引ができないこともあります。また、相場状況の急変により、ビット価格とオファー価格のスプレッド幅が広がったり、意図した取引が出来ない可能性があります。

■外国為替証拠金取引にあたっては、購入対価のほかに、所定の取引手数料がかかります。

■外国為替証拠金取引においては、事前に所定の証拠金を当社に委託していただく必要があります。

■外国為替相場の変動により損失が一定額を超えたときは、証拠金の追加差入が必要となります。当社ではお客様の損失を一定の範囲に抑えるための措置(ロスカットルール)を設けていますが、外国為替相場の急激な変動により、差し入れた証拠金を上回る損失が生じる可能性があります。

---

## 株価指数先物取引に関する重要事項

■株価指数先物取引には以下のリスクがあります。

#### 【価格変動リスク】

- ・株価指数先物取引の価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより差し入れた証拠金(当初元本)を上回る損失が生じるおそれがあります。また、市場価格が予想とは反対の方向に変化した時には、比較的短期間のうちに差し入れた証拠金(当初元本)を上回る損失が生じるおそれもあります。

■株価指数先物取引にあたっては、購入対価のほかに、所定の取引手数料がかかります。

■株価指数先物取引においては、事前に所定の証拠金を当社に委託していただく必要があります。また、株価指数先物取引の相場の変動により計算上の損失額(計算上の利益の払い出し額を含みます。)が発生したときは、証拠金の追加差し入れ又は追加預託が必要となります。

---

## 株価指数オプション取引に関する重要事項

■株価指数オプション取引には以下のリスクがあります。

#### 【価格変動リスク】

- ・株価指数オプション取引の価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより差し入れた証拠金(当初元本)を上回る損失が生じるおそれがあります。

#### 【流動性リスク】

- ・市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないことがあります(例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売または買戻しによる決

済を希望しても、それができないことがあります)。また、市場の状況によっては、金融商品取引所が制限値幅を拡大することがあり、その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。

#### ■買方特有のリスク（期間リスク）

- ・株価指数オプションは期限商品であり、買方が期日までに転売または権利行使（日経225オプション取引の場合、権利行使日は取引最終日の翌日のみ）を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うことになります。

#### ■売方特有のリスク

- ・売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければならず、市場価格が予想とは反対の方向に変化したときの損失が限定されておりません。
- ・売方は、株価指数オプション取引が成立したときは、証拠金を差入れなければならない、その後、相場の変動により不足額が発生した場合には、追加証拠金の差入れが必要となります。また、所定の時限までに証拠金を差入れない場合、損失を被った状態で売建玉の一部または全部を決済される場合もあり、この場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。

#### ■株価指数オプション取引にあたっては、購入対価のほかに、所定の取引手数料がかかります。

#### ■株価指数オプション取引（売建て）においては、事前に所定の証拠金を当社に委託していただく必要があります。また、株価指数オプション取引の相場の変動により計算上の損失額（計算上の利益の払い出し額を含みます。）が発生したときは、証拠金の追加差し入れ又は追加預託が必要となります。

---

## 貸株サービスに関する重要事項

#### ■貸株サービスには以下のリスクがあります。

##### 【信用リスク】

- ・貸株サービスご利用のため締結いただく消費貸借契約は無担保の契約であるため、お客様は当社および当社の貸出先に対する信用リスクを負うことになります。

#### ■本サービスを利用されている場合は、権利確定日に株式を保有していても配当金は支払われません。代わりに源泉税徴収後の配当金相当額を当社よりお受取いただけます。なお、配当金相当額は税務上、雑所得となり配当所得に該当せず配当控除の対象となりません。

#### ■本サービスを利用されている場合は、株主優待や株式総会の議決権を取得できません。

#### ■貸出している株式は、金融商品取引法で定められた分別管理の対象外です。また、万一、当社が倒産した場合には投資者保護基金の対象となりません。

上記以外に、当社でのお取引には以下のリスクがあります。

##### 【システムリスク】

- ・取引システムの障害や故障又は当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消、証拠金振替等が行えない可能性があり、お客様の注文が遅延・無効となる可能性があります。当社は取引システム障害時にお客様の取引執行等を中止することがあります。

##### 【その他のリスク】

- ・天災地変、戦争、政変、ストライキ、テロ、経済又は金融情勢等の変化、各

国政府の規制などによる取引停止措置など、不測の事態により取引が実行できなくなり、これにより予想外の損失を被る、または、注文の執行ができない場合があります。

以上  
(平成21年3月)

**マネックス証券株式会社**

001A-20091101